

第九十八回国会 大蔵委員会 議 録 第十三号

昭和五十八年三月二十三日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 森 美秀君

理事 越智 伊平君

理事 中西 啓介君

理事 伊藤 茂君

理事 島居 一雄君

理事 麻生 太郎君

理事 北村 義和君

理事 小泉純一郎君

理事 津島 雄二君

理事 平泉 渉君

理事 藤井 勝志君

理事 森田 一君

理事 山崎武三郎君

理事 上田 卓三君

理事 中村 茂君

理事 堀 昌雄君

理事 鍛冶 清君

理事 玉置 一弥君

理事 箕輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

出席政府委員

外務省経済局次 妹尾 正毅君

長 大蔵政務次官 塚原 俊平君

大蔵大臣官房日 本専売公社監理 官 高倉 建君

大蔵大臣官房審 議官 吉田 正輝君

大蔵大臣官房審 議官 佐藤 光夫君

大蔵大臣官房審 議官 佐藤 光夫君

大蔵大臣官房審 議官 佐藤 光夫君

大蔵大臣官房審 議官 佐藤 光夫君

大蔵大臣官房審 議官 佐藤 光夫君

大蔵大臣官房審 議官 佐藤 光夫君

大蔵大臣官房審 議官 佐藤 光夫君

大蔵大臣官房審 議官 佐藤 光夫君

大蔵大臣官房審 議官 佐藤 光夫君

委員外の出席者

農林水産省経済 局長 堀田 実君

農林水産省農産 局長 吉田 茂政君

農林水産省畜産 局長 海野 研一君

農林水産省畜産 局長 鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

農林水産省畜産 局長 慶田 拓二君

辞任

今枝 敬雄君

粕谷 茂君

白川 勝彦君

武藤 山治君

柴田 弘君

正木 良明君

同日

北村 義和君

津島 雄二君

浜田卓二郎君

中村 茂君

鍛冶 清君

武田 一夫君

補欠選任

北村 義和君

津島 雄二君

浜田卓二郎君

中村 茂君

鍛冶 清君

武田 一夫君

同日

今枝 敬雄君

粕谷 茂君

白川 勝彦君

武藤 山治君

柴田 弘君

正木 良明君

三月二十二日

所得税の課税最低限度額引き上げ等に関する請願(市川雄一君紹介)(第一六六七号)

同外二件(大久保直彦君紹介)(第一六六八号)

同外二件(大野潔君紹介)(第一六六九号)

同(長田武士君紹介)(第一六七〇号)

同外二件(竹入義勝君紹介)(第一六七二号)

同外二件(伏木和雄君紹介)(第一六七二号)

同(矢野純也君紹介)(第一六七三号)

同(正木良明君紹介)(第一七〇三号)

同(上田卓三君紹介)(第一七八五号)

同(阿部助哉君紹介)(第一七七〇号)

同(中村重光君紹介)(第一六七五号)

同(日野市朗君紹介)(第一六七六号)

同(武藤山治君紹介)(第一六七七号)

同(山田太郎君紹介)(第一六七八号)

同(阿部助哉君紹介)(第一七七〇号)

同(阿部助哉君紹介)(第一七七〇号)

同(阿部助哉君紹介)(第一七七〇号)

同(阿部助哉君紹介)(第一七七〇号)

同(阿部助哉君紹介)(第一七七〇号)

同(阿部助哉君紹介)(第一七七〇号)

同(阿部助哉君紹介)(第一七七〇号)

本日の会談に付した案件

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

同(阿部助哉君紹介)(第一七七二号)

同(上田卓三君紹介)(第一七八六号)

同(阿部助哉君紹介)(第一七八六号)

同(阿部助哉君紹介)(第一七八六号)

同(阿部助哉君紹介)(第一七八六号)

○森委員長 これより会議を開きます。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。竹下大蔵大臣。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○竹下国務大臣 ただいま議題となりました関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率、減免税還付制度について所要の改正を行おうとするものであります。

以下、この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一は、関税率の改正であります。

まず、わが国の市場の一層の開放を図る等のため、カットダイヤモンド、金属加工機械、農業用トラクター等百十一品目の関税率を撤廃するとともに、チョコレート菓子、紙巻きたばこ、電子式デジタル自動データ処理機械等二百十二品目の関税率を引き下げることとしており、この結果、三百二十三品目の関税率を改正することとしております。

また、以上の改正等に伴い旅行者の携帯輸入物品に課される簡易税率につきまして所要の引き下げを図ることとしております。

第二は、減税還付制度の改正であります。

減税還付制度につきましては、今後予想される灯油等中間留分石油製品の供給不足に備えるため、新たに、特定の装置により中間留分石油製品

等を増産した場合、関税を還付する制度を設けるとともに、設置の目的を達成した低硫黄燃料油製造用原油等の減税制度を廃止することとしたしております。

以上のほか、昭和五十八年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率につきまして、その適用期限を一年延長するとともに、昭和五十八年三月三十一日に適用期限の到来する原油関税還付制度、アルミニウムの塊の免税制度等につきまして、それぞれ適用期限を延長することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○森委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○森委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤茂君。

○伊藤茂君 大臣がいらっしゃるうちに、幾つかお伺いしておきます。

一つ、関税に関係ないのですが、ちよつと気になりますので伺いたいのですが、三、四日前でしたか、NHKのニュースなどで報道されました減税問題ですが、その報道によりますと、大蔵省は、いま問題となっている五十八年度所得減税について、財源が非常に困難なので五十九年一月から実施をするということで準備を始めたという報道がされております。言うならば、五十八年度中は三月月だけという話の報道でありまして、さらに恒久財源が必要でありますから、大型消費税の必要性を考えているというふうな報道が一部なされておりました。私は非常に気になったのですが、悪く言えば、これはベネンじゃないか。たとえば一兆円でも四割つて二千五百億、もし五千億なんというふうなことになったら一千億ちよつとくらい。三

兆円やつて、それで後は大型増税、言うならば長見解、与野党の話、国会の了承、その他政府責任含めてこの国会で最大の目玉として焦点として取り扱われてきた。あるいはまたその内容は、まだ与野党間では書記長・幹事長レベルで報告を聞く、検討をするというふうな内容になっていられると思うのですが、もしそういうことであれば、ほんのちよつとびりした減税を増税の引き金にするというふうなことになるわけでありまして、何かそういう検討を開始をしたという報道がございましたが、そういうことが本当にあるのでしょうか。

○竹下国務大臣 まだ国会開会中でもございまして、衆議院は通過させていただきましたものの、参議院で審議中の五十八年度予算でございまして、そういう検討などはしたことはありません。

○伊藤茂君 そういう検討じゃなくて、文字どおり景気の浮揚に役立つ大幅な減税措置の検討をしていただきたいと思ひます。

次に、法案に関係をいたしまして、いま大臣が一生懸命読まれたことの一つ伺ひますが、これは関税局長、今度新設されます中間留分石油製品等の増産にかかわる関税の還付制度の創設、これに關連してなんですが、前にも取り上げたことがありますが、低硫黄燃料油製造用原油等の減税制度というのがありました。

あれと関連をしようとするのですが、あの制度もたしか五年間という話でスタートをして十年以上続いていたと思ひます。そうすると、これは既得権が固定化をするあるいは恩恵措置になつていく、租税特別措置の扱い、整理合理化という扱いとも似たような形で問題視され廃止になつたわけでありまして、今回新設をされるという内容を私見で見ますと、一つ心配なのは、まあ一年ごとというわけでありまして、またこういうものが創設をされる、それから、石油の種類別需要その他構造の変化にも今後よると思ひますが、また既得権化をして、それで三年も五年も十年も続くみたいなのがあらはなぬと思うわけでありまして、こういうものを新設するの、僕は、いまの石油事

情からすればどうかという気がいたしますが、きちんとけじめをつけて取り扱うということが当然必要であらうというふうにも思ひますし、それからキロリットル当たり三百五十円または三百円、どういふ根拠でこういう数字がでてくるのかちよつと気になるものですか、具体的なことで一言だけお聞きをさせていただきます。

○松尾(通)政府委員 まず、今回創設をいたします中間留分石油製品にかかわる関税還付制度でございますが、ただいま先生御指摘のとおり、これは暫定的な制度として、形式といたしましては一年というふうなことでお願いをいたしておるわけでございます。

今回廃止することになります。いまゆる重油脱硫制度、これにつきましては、御指摘のとおり、当初は五年程度という考え方もあったわけでございますが、これは、公害対策の見地から亜硫酸分の除去というのを助成するという制度でございまして、公害の状況あるいは設備の状況等を勘案いたしまして、当初予定したよりも長くその必要性があった。しかし、すでに目的を達したので今回廃止することにしたというわけでございます。

考へ方といたしましては、先生御指摘のとおり、私も、これを恒久的な既得権化するという考へはないわけでございます。

今回この制度を創設いたしました一番大きな理由は、最近の輸入原油が非常に重質化してきておるわけでございます。かつてはアラビアン・ライトというふうな、わりあい軽い方の原油が多かつたわけでございます。たとえばアラビアン・ライトというのは重油分が四九%ぐらいでございますが、最近輸入されております中国の大慶の原油であるとかあるいはメキシコのマヤの原油であるとか、こういうものは、重油分が七四%とかあるいは六〇%以上というふうな非常に重質化してきています。他方、国内の石油製品需要というのは、省エネルギーの進展あるいは景気の後退といったようなことで重油分の需要が非常に減つておりまして、他方、灯油のような民生用の、いわゆる中間

留分に当たるものの需要が強いわけでございまして、こうした供給面と需要面の変化に対応してこれを助成しよう、こういうことでございまして。

それから還付率でございまして、三百五十円と三百円と二通りにいたしておりますが、これは、製造設備あるいは製造方法等によりまして差がございますが、いわゆる中間留分増産分と申しまして、直接に灯油、軽油といった中間留分をよけいにつくれるような設備につきましては、A重油が現在負担しております関税負担、これが一キロリットル当たり六百四十七円と考えられるわけでございまして。現在、もとになります原油には御案内のとおりキロリットル当たり六百四十円の税率がかかっておりますが、このうち、いわゆる百十四分を控除いたしまして、この六百四十七円に六百四十分の五百三十、その全額をということでなく、さらにその三分の二を助成するということで三百五十円にいたしております。

それから三百円の方は、製法が中間留分を直接に増産するというものではございませんで、いわゆる中間留分節約型と申しますか、中間留分を新たに加えることなくこういったものをつくるというところでございまして、これは、重油の関税負担率キロリットル当たり五百三十一円というのをもとに同じような計算をいたしまして、キロリットル当たり三百円、こういうことになっております。

○伊藤(茂)委員 これらの制度についてのきちんとした取り扱いをしていただきたいと思っております。

次に、大臣に二つ伺いたいのですが、このころ、原油の値下がりなどを含めて、あるいはその前から途上国債務の急増など、国際経済、国際金融に関する問題が実は相次いでいるわけであります。そういう中で、わが日本は世界GNPの一〇%を超えています。言うならば、世界経済全体の中における平準化から常務クラスの役割り、責任、見識が求められているというふうなことであり、たと思っております。そういう中で、当面のこととして、たとえば原油の値下がりということに関連をして

どうお考えになりますか。

一つは、逆オイルショックとか新たな金融不安ということも言われているわけであります。報道を見ておられますと、イラクが一十億円の預金を突然引き揚げたとか、あるいはどこかの国が工事費の支払い猶予を求める動きがあるとか、あるいは国債の引き受け、国債を買っていただく、それらの方々のテンポがどうなるであろうとかいふようなことも言われているわけであります。言うならば、OPECの側が収入が減ることによってわが国に及ぼす影響の側面ですね、その辺は大きな言って不安はないというのか、慎重に考えなければならぬというのか、不安があるというのか、その辺の考えが一つ。

それからもう一つは、この前も当委員会でも議論があったのですが、日本のメリットの方ですね。それで、そのメリットをどのように生かすのかというところはさまざまな見解があるわけであります。たとえば消費者還元という意見も当然あるわけでありまして。そうかといって、この前のように一家庭当たり平均二百円台のあれがいいのか、中長期的に、たとえば電力でも安定料金のシステムを確立するということがいいのか。あるいはまた、石油税は従価税でありましてから値下がりによって減収となる、エネルギー対策をどうするかという問題もありまして、あるいはまた、さつきも申し上げた減税財源としてという面も含めて石油税の取り扱いを考え直すという御意見もあられますし、それも目的税を他の財源に使うのはどうかという意見もあるわけであります。

さまざまな選択が問われるというのが今日の状況でございますが、そういう中で、これは大蔵大臣だけではない、通産大臣その他いろいろと関係をしてまいらるわけでありますけれども、税制に関することは大蔵大臣の所管というわけであります。その辺の政策選択の物の考え方というものを一体どう持ったらいいのだから、今日の不況脱却のためにこの条件をどう経済の活性化に生かすのかという観点から大切なことではないかと思

ますが、どういうお考えをお持ちでございましょうか。

○竹下(国務)大臣 まず、整理してみますと二問ございまして、一つは、いずれにしても産油国に対して富が大きく移転をいたしましたのが、第一次、第二次石油ショックで、今度はまた逆に産油国から富が移転してくる、こういうことになるわけでございますので、そこにはいろいろな問題が生じてくるわけでございまして、一般論として、債務累積国などに対しての問題が一つあります。これは長い間かかりましたが、二月中旬のIMF暫定委員会では総額を六百十億SDRから九百億SDR、四七%増資、これが決まったということ、それから、私も参加いたしました一月の十カ国蔵相会議では、一般借り入れ取り決めの規模が六十四億SDRから百七十億SDRに二・七倍に増額。そうしますとともに、開発途上国も資金が利用できるような取り決めに、改組をするということが合意されたわけであります。

このような国際的な合意によりまして、IMFが国際金融情勢の安定に向けてその役割りを果たしていくための基盤は整った、こういうことが言えると思っております。IMF融資は、借入国の全体としての資金需要から見ればまさにその一部を賄うものにすぎません。しかし、IMF融資に際しては、借入国の経済再建を促すために一定の政策目標の達成を義務づけたりします。そして、この融資条件の順守が借入国経済の信認回復につながります。結果、IMF融資は借入国への民間資金流入のための、言ってみれば呼び水としての機能を果たしておるといふのが大変重要であると思

うございます。そういうことからいたしまして、私は、この問題については決して慎重に配慮していなければならぬ。慎重に配慮していただければ、市の中銀の融資にきましても、その都度適切な指導をいたすことによって対応して不安がないようにというところに気を付けております。

それから、一方今度は、値下げに伴うところのメリットの方でございまして。これは、一般的にはおっしゃるとおり原料コストの低下を通じて企業収益に役立ちますし、それが設備投資にも影響を与えることとなります。そして、物価水準の安定にも寄与して個人消費等にもいい影響を与えることが言えます。しかし、石油値下げがわが国経済に与える影響につきましては、まだ依然として流動的な点もございまして。税制の面といたしましては、御意見もございましたが、実際問題、いま現に備蓄したり、現に船で運ばれたりしておるのはいくつかの油でございまして、それが石油会社によりましては、いわば備蓄、在庫の評価がえもしなければなりません。でございまして、直ちに増収とは逆の方向へ出る面も、それは短期的には考えられると私は思うわけでございまして。だから、その点は十分配慮してからなければならぬことであります。

そして、一方今度は、石油税そのものは御指摘のように従価税でございまして、そのものが減っていく。そうすると、政策目的のための代替エネルギーの開発とかそういうことに影響するから、短い視野でそれだけを眺めれば、この際それについて税率を上げたかどうかという議論も出るでございまして。しかし、それらも総合的に考えなければいかぬ問題でございまして、にわかには石油税そのものに手をつけようという勉強を開始しておるといふ事実もございせん。

とにかく、いまおっしゃいますように、これだけの差益が出る。現に、私が前回大蔵大臣でありましたときの電力料金値上げの際には二百四十二円でございましたが、私が大蔵大臣をやめましてからはたしか二百九十九円二十銭ぐらいたまわりました。途中には確かに電力会社は大きな利益が出たということがあるわけでございましてけれども、そういう問題につきましてもいさし状況を見ないと、消費者に還元すべきものがあるいは設備投資等によって景気回復に役立たせるべきものであるかというような選択の問題は、今後こうい

う議論を通じてながら一生懸命やっていたいかなければ、正確な判断に基づいて対応していかなければならぬ問題であると思っております。

○伊藤(茂)委員 大臣、時間のようですから、簡単に一つだけ伺っておきたいのですが、先般衆議院の予算委員会で、中曽根総理とわが党議員との間に世界経済活性化、ワールド・インフラストラクチャー・ファンド、ある意味ではワールド・ニューデールというふうな気宇雄大な構想の議論がありまして、中曽根総理も、これは非常にユニークな話なので前向きにとらえて、サミットでも話題になるようにしたいというふうなわけでありました。

さつき申し上げたような世界経済の常務としての日本、その中の大蔵大臣、いろいろと国際金融面その他でも国際的な視野からの構想が求められるというわけでありまして、また五月のサミットもだんだん近づいてまいりますが、そういう問題もあると思いますが、それらについて、さらに総理が答弁をされたようなことをどう積極的に構想するか、大臣としてはどうお考えですか、一言。

○竹下国務大臣 いわゆるグローバル・インフラストラクチャー・ファンドという、いろいろな御提案があつております。要するに、全世界的な規模で公共投資を実施すべきである、これは大変傾聴に値する議論だということは、そのとおり思っております。そうすると、今度は公共投資の内容、効果、資金調達、そしてさらには実現可能性というふうな問題がございますので、これは大いに勉強させていただく課題であるというふうに理解しております。

○伊藤(茂)委員 どうぞ大臣、大いに勉強してください。

幾つか実務的な観点からお伺いをいたしてまいりたいと思いますが、一つは、途上国債務あるいはまたレポートを見ますと、ことしじゅうに六千億ドルに達するであろうというふうに言われておりますし、その中でも、大臣からお話がございます

したが、先般のIMF暫定委員会が四七・三%の増資というものが決まりました。私は、結構なことでだろうと思つてちよつと調べてみましたら、どうもそれだけでいいのかという問題点が実は幾つかあるわけでありました。

途上国に対する国際機関からの融資、それから先進国政府機関からの公的資金の融資というオフ・イシャル・カバレッジの面のものと、それから民間銀行、コマーシャル・ベースでの途上国への融資、それを調べてみましたら、途上国の対外債務残高のうち公的資金の分、民間資金の分、七三年には公的資金の分が六五・七%、八〇年は五三・一%、民間資金の方が七三年は三四・三%、いま八〇年末が四六・九%というふうな数字を読みました。こういうことを見ますと、途上国の側が、さらにコマーシャル・ベースのあるいは金利も上がつてくる、返済期間もオフ・イシャルなものよりは短い、さらにアメリカの高金利も加わつてくる、そういうふうな構造変化が顕著なようであり

ます。

それで、このIMFの暫定委員会の結論に関連してお伺いしたいのですが、この四七・三%増資、年末目標ということのようでありまして、これらにどう対応をされるのか。それから、いま申し上げましたような状況、OECDや世銀などのレポートによりまして、それだけではとてもいまの構造的な解決はほど遠いというふうな意見も強いようでありまして、それらについて、どう対応していくのかという問題ですね。

○大場政府委員 まずお尋ねの第一点、IMFの増資問題でございますけれども、先ほど大臣からお答え申し上げましたが、今回IMFの増資六百十億SDRから約九百億SDRになったわけでございます。もちろん、この金額で開発途上国に対する貸し付けをすべて賄うというには足りないわけでございます。私も、IMFというのは小さな金を出して大きな声を出す機関ではないかというふうに理解しているわけでございます。大きな声を出すと思つては、先生御指摘のとおり、融資条件を厳しくいたしました。その国が立ち直ることを助けるわけでございます。そのようになりまして、民間銀行の金がひとりでに流れいくというところかと思つております。ですから、IMFの小さな金と大きな声、それに民間銀行からの高額の貸し付け、これが相まって開発途上国の債務累積問題を解決していくのではないかとこのように考えているわけでございます。

な。公的債務、民間債務につきましての御指摘でございますけれども、確かに民間債務が大きいたといふ現状でございます。私も、今後ともたといは世銀あるいはアジ銀等々の開発金融機関あるいは各国からの政府援助というものが継続していかなければいけない、そういうことが相まちなかといふふうなふうに考えているわけでございます。

○伊藤(茂)委員 もう一つ、これは国際金融局の方ですか、ODAについて伺いたいのですが、五十八年度予算編成に兼ね合つて、さまざまな調査あるいは報道など見えておりました、いわゆる閣議決定の中期目標の達成は、さまざまな条件から非常にむずかしいのではないかと、それから、協力基金の状況とか運営とか、さまざまな議論がなされておりますが、日本はやはり東西南北の接点にある国ですから、いろいろと財政事情も厳しい。しかし、わが国の経済がもつたためにもやはりほかの国以上に努力をしなければならぬというシチュエーションに置かれていて、それら現実の見通しをどうお考えになつておられるのか。

それから、ODAの執行に關して、アメリカそれからヨーロッパの場合、若干調べてみたいのですが、国によつては海外経済協力省というふうな省を持つています。それからアメリカなんかの場合でも、独立した固定機関が設けられていて対応している。具体的な援助の執行に見ましても、たとえばプロジェクトの選定の段階からコンサルタントのような形でしようか、相手国のそのプロジェクトの計画の段階からさまざま参加をしてアドバ

イスをする、その計画の執行中もそうでありまして、終わった後もアフターケアのさまざまな手配なりアドバイスをしていく、協力をしていくというふうな仕組みがいろいろと行われている。

これは、いつもこういう国際関係のときに、わが国の場合には幾つかの省庁にまたがって分業をしたシステムの一元化が必要ではないかといふことが指摘をされておりますし、前に何かの法律のときにそういう附帯決議をつけた覚えもありまして、こういうことは、いま置かれてある日本の経済途上国の状態からいっても、やはり早急に解決をされるべき問題であるというふうに思つておられます。ODAについて伺います。

○大場政府委員 まず、質問の第一点でございますが、御指摘のODAの問題でございます。

今年度、五十八年度予算につきましてODAを見ますと、一般会計予算で八・九%の伸び率となつております。これは、他の費目に比べまして格段の大きな伸びとなつておられることは御高承のとおりでございます。ただ、ODAのGNP比が若干伸び悩んでおりますことも事実でございます。私は、これは多國間援助と申しますか、国際機関を通じての援助が伸び悩んでいることに起因するものだと考えております。二國間援助につきましては、かなり大きな伸びを見せているわけでございますが、多國間つまり国際金融機関を通じての援助になりますと、なかなか、各国間の増資に対する考え方の調整それからその配分についての意見調整等時間がかかりまして、このために国際開発金融機関向けの援助のペースが鈍つておられるというところかと思つております。もちろん、今後ともこういう国際金融機関に対する協力問題を含めまして、さらに努力を重ねまして政府の目標に向かって進みたいというふうに考えているわけでございます。

それから、第二の執行機関といひますか、経済協力の体制の問題でございますが、御高承のとおり、わが国では、外務省、経済企画庁、通産省そ

してわれわれ大蔵省と四省庁で経済協力を進めて
いるわけでございます。

経済協力と申しましても、いろいろな側面がある
ことは事実でございます。たとえば外交政策
の観点も重要でございますし、あるいは金の面、
物の面、金の面と申しますのは、財政金融に関係
する部分もあるわけでございますし、また、物の
動きの面としてこれをとらえなければいけない
いうことで、わが国では、四省庁の体制で援助問
題に取り組んでいるわけでございます。これを一元
化するということになりますと、またその観点
から各省庁との調整が必要になるのではないかと
いうこともありまして、私どもとしては現体制で
続けていきたい。ただ、御指摘のとおり、いろい
ろ非効率な面も過去にはあったかと思ひます。で
すから、この四省庁体制でできるだけ効率的な対
応を進めたい、このように考えておるわけ
でございます。

○伊藤(茂)委員 局長さんではそれ以上の答弁は
無理でしょうから、政務次官もいらつしやいます
から、ぜひお伝え願いたいと思ひますが、少なく
ともそういうものの担当大臣ぐらい持つて、強力
な姿勢をもって日本政府は努力をしているんだと
いうことぐらいはやる段階じゃないだろうかと思
うわけであります。

次に、農水省に、貿易摩擦問題それから関税政
策に関連をしてひとつ伺いたいです。後ほど同
僚議員からも集中してお話があると思ひますが、
たばこの問題はたばこの関連法案で審議がなされ
ましたから、それは省きますが、たとえば牛肉と
かオレンドとかハワイ交渉で話がまとまらない
で、引き続いていくことになるわけであり
ます。

私は、具体的なことは抜きにいたしまして、物
の考え方から、基本的視点のことについての考え
を伺いたいわけであります。なお、私は、日本が
置かれている状況からいまして、国際的な協調
がきわめて重要であることは言うまでもありませ
ん。同時に、国内には生産者、消費者両面がある

わけでありまして、国民経済的な視野から、これ
らの問題を国民的なコンセンサスが得られるよう
な対応をしていくということも非常に大切なこと
であらうと思ひます。

そういう基本的な視点をどう政策化していくの
かというのを考えますと、対外的にも、関税が
下がった農家の皆さんが困るというだけでは戦
略、戦術にはなりません。やはりさまざまな折
り入った対応をしなければならぬということだ
らうと思ひます。あるいはまた、国内における商
面からいっても、コンセンサスが得られるような
努力をしなければならぬ。一面では、国内の農
家の立場を守らなければならぬ、あるいは体質
強化の具体策をとらなければならぬ。消費者は
安い牛肉を要求するということになるわけです。

私は、そういうのを含めて中期のターゲットを設
定をして、それが完全に達成されるかどうかは別
にして、その方向に向けての努力を多面的にやっ
ていく、内外含めた努力をやっていく。そういう
視点がないと、政策的な対応にはならないのじや
ないだろうかという気がいたします。

そういう気持ちで、一つの例として、畜産振興
事業団の経過など見ておきますと、いつも問題と
なっている差益金の使い方の問題、あるいは安定
基準価格それから安定上位価格のいかどうか
という問題です。さらに、それらの問題について
は、先般の臨調部会報告の中でも、「牛肉の行政価
格については、速やかにEC水準を達成し、内外
価格差を縮小することを目標に、毎年度の水準を
見直す。」これは三月にやるそうですが、それから
「差益金の運用に当たっては、消費者対策を含め
流通対策を充実する。」臨調でもそういう部会報
告が出ておりました。行管庁の勧告を見てもさ
れております。御承知のことですから私もか
らは取り上げませんが、高値助長、あるいは助成
についても実効の薄い総花的になつてはならぬと
か、畜産物は日本農業の将来にとって目玉となる
重要な柱というわけでありまして、そこに向け

ての対応をどうしていくのかということが必要で
あるというふうなことが行管庁の勧告あるいは臨
調の側からも指摘をされているわけであります。
最初に申し上げましたような視点から、中期の
ターゲットをきちんと持つ。いままで相当な額を
使つてただけ効果があつたのか知りませんが、
政策的な視点をきちんとする。そして国内的に
は、生産者、消費者の体質をどう変えていくのか
あるいは、より良質で安いものをどう供給してい
くのか、国際的には、こういう視点でやっている
から理解してもらいたいというふうな合意をする
のか、そういう視点がないと、摩擦を解消するベ
ースがでないのじやないだろうかというふうな
気がいたしますが、具体的な運用状況は抜きにし
て、その辺の基本的な考え方をどういうふうにし
て運用されているのか。

○鶴岡説明員 ただいま先生からお話がありまし
たように、牛肉につきましては、農業生産上きわ
めて重要であることは申すまでもありませんけ
れども、また、国民食生活の上でもきわめて重要で
あります。

私どもとしては、農家経営の安定と国民に
安定した価格で牛肉を供給するという立場に立つ
て行政を推進しているわけでございます。また、
農業基本法に基づきまして、牛肉につきましては
六十五年の需要あるいは生産についての長期見通
しを持つて計画的にやっているわけでございま
すけれども、最近の内外の情勢、対外的な問題、あ
るいは国内におきましても、いま御指摘のありま
したような臨調あるいは行管庁の答申とか勧告と
いうこともございまして、私どもとしても、
そういう勧告を踏まえて、これから行政的な対応
を十分していくことが必要であらうかというよう
なことで、今国会に酪農振興法の改正を提案して
おります。題名も酪農と肉用牛の振興に関する法
律というふうにいたしまして、所要の、計画的な
生産の推進でありますとか合理的な経営のあり方
についての基本を明示しまして、また、その中で
将来の需給展望あるいは生産展望を作成いたしま

して、そういうことを踏まえて、経営の安定ある
いは牛肉供給の安定的な拡大ということを推進し
たいというわけでございます。

もちろん、そういうことに基きまして、一般
会計の予算あるいは先ほど御指摘のありましたよ
うな、事業団でせつかく生じまふ差益につきまし
ても、長期的に生産の合理化を図つて安定的な価
格で供給していくということを基本にいたしまし
て、必要な流通あるいは消費に関する行政施策の
充実を図るということをやつてまいると考えてござ
います。

○伊藤(茂)委員 私からはこれだけにしておきま
す。とにかく、一日安売りデーをやればかつこう
がついたということではない、きちんとした政策
的対応を勉強していただきたいと思います。

次に、関税局長に関税行政に関連して二、三点
伺いたいのですが、行管庁から「地方支部局等
総合実態調査」というのが出されておりました。
税関関係の分を讀んでみたのですが、その中で、
さまざまの提言その他が出されております。さ
まざまの合理化あるいは適正配置などをしなければ
ならない。私は、それが、事務もふえるあるいは
複雑化する、専門性も必要だという分野を担当し
ている税関職員の労働過重あるいは労働条件が厳
しくなるということになつてはならぬと思つてお
るわけであります。全体の対応を一言。

それから、この中で要員配置の適正化の問題が
ございまして、各税関ごとの一人当たりの業務量
のアンバランスということも書いてございまして
地元だから言うわけではありませんが、わが横浜
税関の場合には、一人当たり長崎税関の十倍の仕
事をしていくというふうな数字も出されておしま
す。全体的には適正配置の努力もしているのだら
うと思ひますが、第三者の行管庁が細かくチェッ
クすればこういう問題も指摘されるわけであり
まして、この間も聞いてみましたら、成田の事務
が込んだときにはしよつちゅう横浜から派遣をす
る、ばりばり事務をさばいてくるそうですね。評
判がいいそうですが、場合によっては仙台空港ま

で出張して事務をさばいてくるというふうな状況があるようでありまして。友だちの横浜市の港務局長に聞いてみましたら、いや、とにかく横浜の税関の方々は随一の仕事をする能力があると自慢しておりましたが、仕事を一人でたくさんこなすことを自慢してもしようがないので、適正配置の趣旨にも沿うようにこれらのことをやっていくことが必要ではないだろうか。

それからもう一つ、これは地元の新聞で読んだのですが、違反、検査される件数。これも横浜税関の問題であります。昨年一年間の密輸事犯の概要いわゆる密輸白書が発表された。覚えい利とか拳銃とかさまざまな問題があるわけでありまして、件数は大分減つていようでありますから、これはいいと思うのですけれども、ちょっと気になったのは、米軍の軍事郵便を利用して米軍のノースピア、全国でただ一つ、東京湾でもただ一つ米軍が占有しているドックがございまして、非常に残念で、早く返せと言っているわけですが、そこから来るルートが相変わらず多くて、後を絶たない状態である。それで、ピストルとかピストルの弾とか大麻とかあるようであります。これらのことは、幾ら日米安保条約があるにしろ、日本の法律を守ってもらわなくてはならぬわけでありまして、外務省を通じて直接か知りませんが、たとえば日米合同委員会などを通じて米軍側にも日本の法律を厳重に守ってもらう。ノースピアに送られてくるルートから、米軍の軍事郵便物を利用した拳銃とかそういう違反行為が後を絶たない、手口もさらに巧妙になつていようことは困るわけでありまして、その措置をとつていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○松尾(直)政府委員 まず第一点は、今回の行政管理庁の税関行政に対する監察結果についての問題でございます。

私ども、税関行政を進める上で一番悩みと申しますか頭を痛めておりますのは、税関の仕事が年々ふえてくるわけございまして、これは貿易量の拡大ということに必然的に伴うわけござい

ますが、単に量的にふえるということではなくて、質的にも、物流の制度、体制というものがいろいろ変わつてまいりますと、ある一カ所に急速に仕事が集まつてくる、あるいはいままで全く税関の事務所を置かないで済んだようなところが新しく通関拠点になつてくる、そういうところへ人員を配置し対応していかなければならないという、非常に受け身に近い形でこの増大する事務量を処理していかなければならないということでございますが、限られた人員、機構の中でこれを適確に執行していくために、従来から、機構の改廃あるいは電算機の導入によります通関システムを始める、あるいは空港におきます旅具通関体制の見直し等いろいろな措置を講じてまいりましたし、また四十年代の後半から、比較的仕事の伸びの少ない地方の税関から大都市の税関へかなりの人数を移動させるというような措置もつてきたところでございます。

今回行管からいろいろ御指摘をいただきました点につきましては、私どもはこれを十分深刻に受けとめまして、今後とも税関業務を一層効率化、簡素化していくという見地からは正すべき点は正してまいりたいと思つております。

また、先生御指摘の、職員の労働過重にならないようにという点につきましては、同じように仕事のやり方の効率化、簡素化ということを通じて配慮していきたいと考えておるわけでございます。

それから、横浜税関と長崎税関で一人当たりの仕事量が十倍というお話がございました。これは、行管の報告にそのように指摘されているわけでございますが、一言弁解をさせていただきますと、大きな税関では仕事が多量に分化しております、一人で輸出なら輸出、輸入なら輸入の審査をいたしておりますが、地方の税関に参りますと、そういう輸出入申告の処理のほかに一人でいろいろな仕事をしておるといふ面もございまして、単純に絶対的な仕事の量が十倍ということではないといふように御理解をいただきたいと思ひ

のでございます。

したがいまして、できる限り大都市に職員を集中することを過去からいろいろいたしてござります。ただ、これは現実問題といたしまして住居の移動を伴うということ、なかなか職員個々にとつて困難な事情もございまして、労働組合とのいろいろな話し合いも必要かと思つておりますけれども、そうした点も考慮しながら効率的な配置といふことに私ども組合にも御協力を願つておるわけでございます。

それから、密輸に關連をいたしまして、米軍の軍事郵便路線を通ずる密輸の問題でございますが、郵便物を通じて密輸は、軍事郵便に限らず最近いろいろ見られるわけでございますが、軍事郵便を通じて輸入に關しましては、米軍当局の協力を得まして、実際には通常の日本の一般の郵便物よりは若干高い検査率になつております。その意味で、なお決して少ない額ではないという御指摘でございますけれども、具体的な数字を見ますと若干年々減少してきております。しかし、まさに御指摘のようにまだ後を断たないということは大変遺憾でございます。私ども、従来から米軍当局に対しまして協力要請を強くいたしてきておるわけでございますが、また、いままでも比較協力を得ていると思つておりますが、今後とも引き続き協力要請を行ひまして、軍事郵便物を通ずるこうしたピストルであるとか麻薬であるとかいふものの密輸入を一層根絶していくように努力をいたしたいと思つております。

○伊藤(茂)委員 最後に、税関業務に關連をいたしまして、検査問題について質問をさせていただきます。御承知のとおり、港の状況は急激に変わつておりまして、コンテナ化、技術革新といふさまざまな変化の中で、非常にたくさんの方に働く労働者が職を離れていくといふふうな状態が顕著にあらわれているわけでありまして、さまざまな雇用不安の問題も深刻化しているといふふうな状態があるわけございまして、そういう中で検査人の問

題、資格を持つておられる検査人の皆さんの問題が深刻な問題になつておるわけでありまして、いろいろと実態を伺ひますと、最近検査省略の動きがあつて、検査人の皆さんが自分の職域が減少するといふ危機感を非常に持つておられる。特に最近の業務の中では木材、原木の問題が大きな焦点となつて、大蔵大臣への要望書が出されたりしてはいるわけでありまして、私の方も運輸委員会の皆さんとも協力をして関係者と話をさせていただいておりましたが、そういう状況、それから事実関係といふものを一体どういふふうな受けとめられているのかということが一つであります。

それからもう一つは、税関行政の基本的視点として、これは関税法からいっても当然のことだと思ひますけれども、たとえば関税法第六十七条の中に数量、価格、必要な事項をきちんと申告しなければならぬといふ項目があるわけでありまして、通関行政の重要なプリンシプルの一つは、正確な輸出入の数量把握であるわけでありまして、当然のことではあります。私は、そういう面からしますと、関税法の条文と比べて、それに対応する行政措置、基本通達、さまざまな省令とかいう方が対応していないのじゃないかといふふうな気がいたしますが、通関行政の重要なプリンシプルとしての正確な数量把握といふことについて、これを緩めてもいいとかいふふうなお考えがあるのかどうか、最初に伺ひます。

○松尾(直)政府委員 検査あるいは検査業務といふものが港の流通のいろいろな近代化に伴つて若干ずつ仕事が減つてきておるといふのは、ある程度事実であるかと私も受けとめております。特に木材について言及されたわけでございますが、木材の場合には、輸入が最近減つてきたといふことも大きな要因の一つではないかと思つておるのでございます。

税関といたしまして、この数量の把握といふものは、一つには、課税標準が数量で決定されている場合には決定的に重要な意味を持つてわけでございます。さらにまた、先生御指摘のように正確な

側がこの検数人の立ち会いを拒否しておるといふようなことでもないのではなからうかという氣もいたしますが、いづれにいたしましても、いろいろ勉強してまいりたいと思っております。

私ども、税関の手続を変えたことによつて検数業務に最近変化が起きたということではないと理解をいたしておりますが、冒頭申し上げましたように、港灣というものは、税関も港灣の一環を担つておるわけでございますので、この検数、検査業界の動向というものは、その意味では税関としても常に十分注意をして見守つておるといふ立場であらうかと存じますので、きょうの御指摘の点も

踏まえて、今後なおいろいろ勉強させていただきたいと存じます。

○伊藤茂委員 終わります。ちよつと長くなりまして恐縮でございます。

○森委員長 戸田菊雄君。

○戸田委員 順序を変えて、最初に総裁に、一点だけですから質問をしてお帰りたいと思います。

〔委員長退席、中西（啓）委員長代理着席〕

今回の関税改正の中で、関税改正の答申内容によりますと、農産品の中に紙巻きたばこ、それから葉巻きたばこ、それからパイプたばこといったものが、三五%が二〇%、葉巻きたばこも同じで、それからパイプは六〇%が三五%とそれぞれ関税率が下がる、その分やはり輸入の枠が拡大されるような状況になるのじやないだろうか、こういうふうに考えるわけです。

それで問題は、この前お伺いしましたように流通体制の問題で、いま二十五万店小売指定店がある、最終的には漸次四万店にふやしていくこう、こういうことですね。それは聞きますと、賛成した業者、小売店、これを全部指定していくんだ、二十五万店あるのですから、そうすると四万店で果たしておさまるのかどうかという疑問が一つあります。その場合の選定基準というものをどういうふうに指定していくのか。それから、どのくらいシエアの拡大が図られるのか。いままでの実績

ですと大体一・五%の増ということになっていて、
という状況であります。この関税定率の引き下げ
によって若干シアの拡大に伴ってくるのじやな
いだろうか、こういうふうに見えるわけですが、そ
の点に対する見通し。

もう一つは、いままでの総裁の答弁でも在庫が
一年分くらいあります、こういうことですね。私
の希望としては、少なくとも現行の外貨の輸入率
三三%ないし三四%を二七、八%まで引き下げ
引き下げてもらいたい。そうしますと、葉たばこ
耕作者の面積その他にも私は影響を与えないで済
むのではないだろうかというふうに考えますし、
国内の農業の葉たばこ耕作等を考えますと、そ
ういう措置をやるのが一番いいのじやないかと
いう気がします。また、在庫を減らしていき、こ
ういう御希望のようですから当然のことだと思
うのですが、減らすにしても三三から二七、八%
に抑えれば、その分だけ計画的に在庫の減量を図
っていくのじやないか等々の問題が考え
られるので、この問題について、三点ほど御答弁
をお願いしたいと思います。

○長岡説明員 御答え申し上げます。

第一点の、輸入品取扱小売店の問題でございま
すが、御承知のように、全国二十五万店、沖縄を
入れますと約二十六万店でございまして、現在二
万店減っておりますものをこの三月末までに四万
店にふやします。それから、大体ことしの十月を目途
にさらに三万店ふやします。これは準備の手続等
の関係でございまして、これは準備の手続等
大都會がむしる秋までの方に入るわけではござい
ませんが、十月には三万店ふやして七万店になりま
す。残るものにつきましては、これはどちらかと
いうと郡部になると思ひますが、それでもぜひ輸
入品を扱いたい希望する店に結集し及ぼす
わけではございまして、これも受け入れの準備等が
ございまして、現在のところは、六十年度中には
希望する全店に及ぼすという方針になっておりま
すが、そのうちの一部は、できれば五十九年度末
までに繰り上げるといふようなことを、アメリカ

との間である程度約束をいたしております。

次に、第二点の、輸入品のシェアが関税率の引
き下げ並びに小売店数の拡大によって一体どの程
度までふえるであろうかという問題でございま
すが、これは前にもお答え申し上げたと思ひます
けれども、率直に申し上げて、現在一・五%ぐら
いのシェアのものが何%ぐらいいまふえるかとい
う見通しが大変立てにくいわけではございませ
んと申します。一つは、この関税率の引き下
げが行われまして、その他の要素と関連して輸
入品の国内における小売価格が決まるわけでは
ございまして、その他の要素がまだ未確定でござ
いまして、いまのところ、主要な内外製品の価格差
がどのくらいになるかという点がまだ未確定で
ございまして。

それからもう一点は、たばこというのはやはり
嗜好品でございまして、価格差だけでどのくらい
伸びるかということが決まるわけではないう
点もございまして、一体一・五%が何%のシェア
になるかというところまでお答えいたしかねま
す。いづれにいたしましても、私は、相当程度輸
入品のシェアが高まってくるであろうということ
は予想いたしております。

その場合、やはり一番問題になりますのは、国
内で葉たばこをつくっておられる耕作者に一体ど
んな影響を与えるかという問題でございまして、
私どももいたしましては、まず、外国品特にアメ
リカの製品との競争が激化していくことを考えま
すと、国産の葉たばこにつきましても、できるだ
け構造改善あるいは品種改良その他あらゆる施策
を講じて、できるだけ安いコストで、できるだけ
質のいい葉をつくっていただかないと、なかなか
アメリカとの競争は厳しいと存じます。

そういう点について、私どもは全力を挙げて、
葉たばこ耕作農家、その団体等と相談しながら
指導に努めてまいりたいと考えておりますが、そ
れにいたしまして、品質の面、コストの面、両
方から考えまして、ただいま戸田委員のおしや
いましたように、外葉率三三%を二七・八%まで

下げるといふのは私は無理ではなからうかと考え
ております。ほつておけば外葉率が上がりがちの
ものを何とか三三%の現在の率で維持いたしまし
て、一方において、国産葉多使用銘柄の開発ある
いは息の長い話でございまして輸出の促進等に全
力を傾けて、そのしわが国内の葉たばこ生産農家
に及ばないように努力いたしたいと考えておりま
す。

すると、七面鳥の肉を初めてアヒルの肉その
他農産品が四十七品目今関税率引き下げ、中には
無税のものもありますね。
こういうことになりましたと、たとえば七面鳥は
主としてアメリカから入ります、額にしては
大体五億見当だということです。そのうち四・五億
見当はアメリカ。それからアヒルの肉は十一億だ
そうですが、そのうちアメリカが四・五億、大体
半分程度アメリカから入ってくる。こういう状況
で、以下四十七品目それぞれあるわけですが、こ
ういふものを大量に定率を引き下げてやっています
と、日本の市場は相当荒らされるのじやないか
という気がいたします。この影響度についてどうい
うふうにお考えなのか、それが一つであります。

○戸田委員 総裁ありがとうございます。結構
ですが、いま農水省の次官が参つておられると思
いは拡大はやめてくれという大変強い要望があり
ますね。きょうは時間が余りありませんから、端
的にお伺いをいたしますが、そういう中で、こ
とに穀物等の主要な食品については、その自給度
が非常に低いという。総体自給率が三三%と記
憶してありますが、カロリー計算で五三%です。こ
の程度ですから、先進資本主義各国の中では最低
ですね。イギリスが最低六七%見当と記憶しま
すが、これの半分ですから、これ以上農作物も、こ
とに穀物等については引き下げると言え、農家
経営はもちろん、農業そのものの破壊に通じてく
るのではないだろうかというふうな気がいたしま
す。

それからもう一つは、七年かけてようやく第七
回目の東京ラウンドが確定した。一九七九年によ
うやく最終終結宣言を見るに至ったわけですが、過
去六回の各種関税引き下げその他をやってきた、
通商交渉をやったわけですが、その場合に、
いままでの六回までの各種会議は主として関税定
率の引き下げが焦点だった。ところが、第七回の
東京ラウンドに限って農作物、たとえば東京宣言
ではわざわざ「工業品及び農産物双方の関税、非
関税措置等を対象とする」ということをあえて
宣言の中にもうたつていますね。もちろん、この
ほかにも開発途上国に対するところの特恵関税の
問題がありますが、だから、全般的な視野に立つ
て今後の貿易自由化あるいは日本で言うなら均衡
拡大といいますが、こういう方向で保護貿易とい
うものを遮断していくということではあるわけ
です。それから、そういう中にこれはあるわけ
です。それから、これだけにおさまらず、今後も恐らく農
産物の枠拡大なり自由化というものは必要に迫ら
れてくると思ひますね。

○橋本政府委員 わが国の農政の展開につつま
しめては、食糧自給力の向上を極力図るという国会決
議に基づきまして、わが国の生産力を極力上げて
いくと同時に、国内で生産できるものは極力自給
していくというところを行いまして、総合的な自給
力の向上を図っていくかなければならない。そうい
った観点から、需要にに応じた農業の再編成ある
いは中核農家の育成、また農業基盤の拡充といった
施策を講じて競争力をつけていくということ
で農政を進めていきたい、かように思っております。

だから、聞くところによると、アメリカは、す
でにカリフォルニア米約四百万トン生産ができ
る、日本食に比べていかによくな米でもつくりま
すよ、そして四分の一程度の低コストでもって輸出
してやりますよ、こう言つておるといふのですか

ら、恐らくいまアメリカとしては、日本の政治状況、六月に参議院選挙がありますから、衆議院はどうなるかわかりませんが、そういう国政選挙が終わった直ちに本問題に取り組みたいという意向を持つておる、こういうことです。

こういう問題について、一体農水省としてはどういう態度で臨んでいくのか、その辺に対するきちとした態度をお伺いしたい。

○塚田説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、今回の関税引き下げについて、ただいま御審議をお願いしております農林省所管物資、税目数でかなりございますが、これに對しましては、私どもは、諸外国からの強い市場開放要請に對処して、いわゆる御案内のような貿易摩擦の緩和に資するというところで行っているわけでございますけれども、その品目の選定に当たりましては、生産担当部局の意見を十分尊重しまして、それぞれの品目の需給動向や国内産業の市場について十分慎重に検討して行つたものでございます。国内の農業への影響についても十分配慮したつもりでございます。また、引き下げの幅につきましても、東京ラウンドで段階的引き下げを約束している品目については、原則といたしまして段階的引き下げの最終税率に、その他の品目については、それぞれの品目の実情に應じ、可能な幅で引き下げることとしたわけでございます。

そのようなことでございますので、米國を初め諸外国からの関税引き下げの要求は百数十品目、非常に多数に上りましたけれども、私ども、そのような国内農業を守るといふ見地から、しほりにしほって御審議をお願いしているわけでございます。

それから第二点として、ただいま戸田委員お話がありましたように、東京ラウンドから、ただ単に関税にとどまらず非関税措置についても論議の対象になつてゐるわけでございます。これからの貿易交渉において、関税のみならず非関税措置についても、そうした諸外国からの要求がますます

強まるであろうというふうに、私どもも賞悟しているわけでございます。

そこで、農林水産省といたしましては、農産物の輸入につきましましては、まずもつて国内農産物の需給動向を十分踏まえまして、わが國農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本であるというふうに考えております。そのような意味で、現在米國などから、牛肉、柑橘の自由化問題について非常に強い要求を受けておりますけれども、私どもは、これに對しましてはわが國の農業の実情を、これまでも繰り返し説明しましたけれども、今後とも十分説明し、またその理解を得ながら、自由化要求には応ずることなく慎重に對処してまいりたい、このように考えております。

○戸田委員 いまの答弁を聞いていますと、私、非常に疑問を持つております。

それは、五十六年の改定でも牛肉の枠の一定の拡大をやつたのです、定率を下げた。今回も成育牛については一定の定率改定をやつて、そういう受入れ体制をつくつてゐる。それは、やはり東京ラウンドにおける各種協定によつてやられてゐると私は思うのです。たとえば國際食肉取り決めるいは國際酪農品取り決め等々が、きょうは時間ありませんから読み上げませんけれども、これを見ますと、やはり無条件で市場開放ということにいきましようとなつてゐるのです。だから、いま回答されたように、何としてもそういう点の枠はこれ以上ふやさない、応じないということとは当たつていないと私は思うのです。この東京ラウンドでちゃんと全部決めてあるんじゃないですか。その辺の見解はどうですか。

○塚田説明員 お答えいたします。

東京ラウンドの交渉の結果、牛肉につきましてもオレンジにつきましても一定の取り決めができた上がつたわけでございます。その最後の枠、特に輸入枠を中心とした取り決めがあるわけでございますが、その輸入枠を漸増させていくという取り決めでございますけれども、その取り決めに従ひまして、農林水産省としてはそれを誠実に実行し

ているというわけでございます。

そこで、その取り決めは来年の三月末で切れるわけでございます。いま米國などから要求を受けております牛肉、オレンジの問題は八四年、来年の四月一日以降完全自由化すべしという要求でございます。枠の拡大ではなくて、自由化をやつてもらいたい。そこで私どもとしては、それに対して、自由化には応じないということで現在交渉を継続中、こういう状況でございます。

○戸田委員 時間がありませんから、これは要望です。

とにかく肉と称するものはすべて今後アメリカに全面開放してしまう、こういうことになりまうよ、これではいけません。そういうことになれば、日本の酪農家なんというものは全く崩壊じゃないでしょうか。それはもうEC体制でもあるいはアメリカでも、自國保有の問題については徹底した保護政策をとつてゐるじゃないですか。やはり少しこの辺については再検討をお願いしたい、私はこういうふうに考えます。

それで、時間がありませんから、三点ほど一応質問を並べまして回答をいただきたいと思ひます。

その第一点は、中間留分を多く含む原油を調達するよう努力を会社がやるように通産省は指導すべきだと思ひますが、この点についてどう考えるか。というの、一応、今回の還付制度の創設について、該当会社をちよつと資料としていただきました。これを見ますと二十三社、大部分の会社は資本金が、アジア石油七十六億、アジア共石は九十六億、出光興産は十億、沖繩石油が十八億、鹿島二百億、九州石油六十三億等々の相当大きな会社ですね。

こういうものに対して、片方廃止をして、そうして新增設をやつて、これに対して総額五十億とにかく還付をしていく、こういうことですね。いまのオイル状況は、ことに軽油その他あるいは灯油、こういったものの需給状況を見ますと、六十年一度までいって枯渇状態になる。だから、そう

いうものを確保する上において、まあコストダウンといひますが、そういうものを長期需給調整を図るためにやられてゐるということでありまして、それにしても私は、この会社なら自活方式があるのじゃないかという気がしますが、その辺どう考えておるか、これが一点です。

それからもう一つは、今回のこの関税引き下げ品目、いろいろと見てみますと、政務次官、アメリカと對二國間對策のように考えられますね、この答申その他を見まして、改定案を見まして、も。だから、少なくとも東京ラウンド、開發途上國を含めて、特惠関税等を含めて全面的に検討しようじゃないかということを書いてゐるわけですから、いま全國的、ことにこの開發途上國は百二十有余國あるわけですが、単にサミット出席をする先進資本主義國の八カ國くらいでやつてゐるものは、開發途上國から見れば金持ちクラブだ、こう言つてゐるわけですよ。だから、そういうものの對象だけでは、今後日本が貿易立國として生き抜いていくためには全く不足なんではないだろうか。東京ラウンドでそういう總體的な確認をやつてゐるのですから、そういう面に焦点を当てて今回の改定をやるべきではなかつたのか、こういう気がいたしますが、中身を見ると全く對策に終始してゐるのが今回の状況じゃないか。それは、いろいろ經濟摩擦その他のことでわかりまうけれども、改定のチャンス時期ですから、そういう点も全面的に視野を広げて踏み込んでいくべきではないだろうかと思ひますが、その辺に對する見解をひとつお伺いしたいと思ひます。

(中西啓委員長代理退席、委員長着席)
○田中説明員 先生御指摘のとおり、ただいま御審議をお願いしております中間留分の生産のための関税還付制度の對象となります企業、石油会社は、いずれも相当な資本金を持つところの大企業でございます。

しかしながら、わが國の石油会社は、全體的に共通してゐる点でございまして、いずれもきわめて脆弱な経営基盤の上に立つております。

なるほど資本金の額は巨額でございますし、特に売上金額に至っては日本の製造業の中でもトップクラスを占めております。しかしながら、自己資本比率というような経営指標で見ますと、三％程度というぐあいにならぬ脆弱な資本体質、さらに加えて、ここ数年の石油の需要の急激な減退あるいは原油の値上がり、こういったいろいろな面から巨額の赤字を抱えておりまして、昭和五十六年度で言いますと、石油産業全体で三千五百億程度の赤字、企業の中には、現在すでに債務超過に陥っている会社も何社かございます。

そういった中で、産業用あるいは国民生活に必要な石油製品の安定供給を確保していくという使命を一面では持っているわけでございますが、その石油製品の需要構造が最近急激に変わつてきておりまして、従来、日本の石油需要は主として重油を中心とした構成であったのが、重油が他の燃料に転換されていきました結果、急激にその需要が落ち込んでおります。一方、中間留分、民生用の石油製品が主となりますが、中間留分が増加してくる。

そういった中で、それでは原油で対応できないだろうかという御指摘、まことにごもっともな点だと思ひます。しかし、世界的に見ますと、中間留分のたくさんとれます軽質原油は埋蔵量が限られておりまして、最近発見されますのはどうしても重質原油が多くなつてまいります。それに加えて、産油国は自国でも精製業に進出し、輸出にできるだけ重質原油を回そうという傾向がございます。日本の石油会社は、必死になつて軽質原油を確保しようとしておるのでございますが、そういった中でも、日本に輸入されます原油が年々重質化されてきておるわけでございます。そこで、もうやむを得ず設備的な対応をせざるを得ない。設備的な対応をいたしますと、さらにまたコストを押し上げる要因になりますので、関税運付という形でそのコスト増の一部を政策的にこの推進のために使わしていただきたい、このよう

な趣旨でございます。

○塚原政府委員 ただいまの開発途上国に関する御質問でございますけれども、自由貿易体制の維持強化が開発途上国につきましても大変必要であるということ、今回のわが国の関税引き下げ措置はこの目的に資するためにとられたわけでございますが、細かくは関税局長の方から御答弁いたします。

○松尾(直)政府委員 グローバルに物を考えなければならぬという先生の御指摘、まことにそのとおりだと思つたわけでございます。自由貿易体制を維持強化するということは、日本にとりましてもまた発展途上国にとつても大事なことであるわけでございます。

したがいまして、今回の改正をあらういただきまして、なるほど個々をとりますとアメリカの関心品目が多く入つておることは事実でございますが、こうした関税引き下げ措置というものが自由貿易体制の維持強化につながる。また、物によりましては発展途上国に關係のある物もございまして、全体として自由貿易体制の維持強化に資するという意味では発展途上国にもプラスになるのではなからうか。

なお、付言させていただきますと、今回の措置に先立ちまして、五十六年度改正におきまして特惠関税制度の十年延長というような特惠の改善措置を御承認をいただきまして、すでに実施をしていくわけでございます。現実問題といたしまして、発展途上国の関心品目というのは、農産品であるとか軽工業品であるとか、わが国の農林水産業あるいは中小企業に非常に影響の大きいものもいろいろございまして、そうした点について慎重に配慮をしながら、今後とも特惠関税制度の改善を中心に考えていきたいと思つております。

○戸田委員 時間がありませんから、最後に二点だけお伺いをして終わりたいと思ひます。
農水省が近く月内に畜産価格を確定すると思うのです。いま、いろいろと農家の皆さんから要求がある、たとえば原料乳保証価格の算定値はどの

ようになつていくのか、あるいは豚肉、牛肉、各畜産価格が一斉に決定されていくわけですが、こういう問題はどうかお考えになつておられるか、ちよつとお伺いしたい。

それと、関税業務がいま非常に膨大にふえていくのだからと思つたのです。ところが今年度の要員査定を見ますと、昨年度と比較しまして五十八年一月で四十八名減員ですね。これで果たして完全な業務遂行ができるのかどうか、関税局長なり政務次官の方からお伺いしたい。

○海野説明員 お答え申し上げます。
畜産物の価格につきましては、本月の二十八日、二十九日と畜産振興審議会の食肉部会、酪農部会を開くことになっておりまして、現在鋭意いろいろな数字を取り集め中でございます。それまでに政府として数字を全部集めて試算をいたしまして、畜産振興審議会の意見を十分に伺ひまして、その上で月末までに決定したいと思つております。そういう意味で、まだ現在数字を収集中でございます。

○松尾(直)政府委員 御指摘のとおり、私も税関職員の増員を各方面にお願いをいたしましたが大変残念ながら、五十八年度は四十八名の純減ということになつたわけでございまして、この限られた人員でいかに税関行政を効率的に行うかという点につきましてはいろいろ工夫をしていきたい、そういう中で、職員の労働過重にならないように配慮をしていきたいと思つております。今後関係方面の御理解を得まして、できるだけ税関職員の増員をお願いしたいというものが私どもの率直な願いでございます。

○戸田委員 ありがとうございます。
○森委員 武田一夫君。
○武田委員 私は、まず最初に農林水産省にお尋ねいたします。
中曽根総理が訪米して以来、農産物の自由化あるいは輸入の枠拡大という話がしばらく小康状態というか、余り騒がしくなくなつて静かでございます。

ます。これはどういう事情によるのかわかりませんが、今後どう動くか予想されるものか、四月以降のスケジュール等々特に御存じのところがございますしたら、ひとつお知らせいただいて、状況などを聞かしてほしいと思つたのですが、どうですか。

○塚田説明員 お答え申し上げます。

日米間で懸案となつております牛肉、柑橘の問題につきましては、さきの一月の総理訪米に伴います日米首脳会談におきまして、日本側から牛肉、柑橘の自由化が困難であるという事情を説明するとともに、この問題は双方が冷静になつて専門家同士の話し合いにゆだねた方がよいという発言をしたと私も農林水産省としては理解しております。

そこで、その際、米側から特段のコメントがなかったというふうにも聞いておりますが、その後二月に訪日いたしました米国のブロック通商代表は、日米のこの農産物の交渉開始についてはなるべく早くやつた方がいいのではないかとというような感想を漏らしたということも聞いております。

そこで、米側の要求は、振り返りますと、去年の秋ごろまでは、来年の四月以降の即時完全自由化ということでございます。その後、十二月に開かれた貿易小委員会ではややニュアンスが変わつて、自由化時期の明示を少なくもしてもらいたいというような感じになつてきております。しかしながら、農林水産省としては、即時完全自由化はもとより、自由化時期の明示も困難であるということで対処してきているわけでございます。

そのような米側の動きの中で、今後どうするかという御質問でございますが、私も、いずれ専門家のレベルの協議を行うということになるかと思ひますけれども、米側の状況も見守りながら、また双方非常にむづかしい事情に御案内のようございますので、そういうような事情も十分踏まえながら、協議の具体的な段取りについて、今後外交ルートを通じて調整していくと考えてござい

ます。

○武田委員 政務次官にお尋ねします。

大蔵省としまして、関税率の引き下げということになると、正直言って入るべき収入が入ってこないということとございまして、非常に財政難の折にいろいろ御苦労はあると思うのですが、国際的な協調と経済摩擦を解消するというのが、努力の一つの結果として、こういう一つの対応をされておるわけですが、今後、いま塚田部長から話がありまして、自由化とあるのは農産物の自由化というものの問題というのは、どのように展開していくというふうにお考えでありますか。そしてまた、今回のような一連の関税率の引き下げが果たして貿易摩擦の解消等によつての効果をもたらすものかという点についての御所見を、ひとつお聞かせ願いたい、こういうふうに思うのです。

○塚田政府委員 日本は、いまいろいろな面で大変に貿易が強い国になりました、そのことによつて、非常に何かにつけて外交交渉がしにくい状況になっております。そういう中におきまして、日本の国内は財政再建をしなければいけない、何とか収入源を探さなければいけないというときに、先生のたゞいま御指摘のような状況があるわけでございます。

ただ、これは国際的な視野に立ちましたときには、私も、世界の中の日本ということとございしますから、できる限り世界のすべての国がそのことによつて御納得いただけるような措置をとるとともに、国内産業というものはできる限りというか、ほとんど影響を及ぼさないような形のもの、これをこれから考えていかなければいけないというふうな理解をいたしております。

細かな見直し等につきましては、関税局長の方から御答弁をさせていただきますと思ひます。

○松尾(直)政府委員 今後大蔵省として対外問題をどのように見ておるかというお尋ねでございますが、一月十三日に当面の対外経済対策という包括的な対策を決定をいたしまして、御案内のとおり、中曽根総理大臣がこれをもとに米國へ行かれ、レーガン大統領を初め日本のこうした努力に非常に高い評価を受けたところでございします。

先生の御発言にもございまして、さしあたりは、一ころに比べますと鎮静化しておりますが、最近におきまして内外から注目を集めておりますのは、関税面の措置は一段落をいたしまして、非関税措置についての改善、特にいろいろの基準、認証制度というもののつきまして、これの改善を現在内閣官房を中心に各省が一体となつて検討を進めておるところでございまして、諸外国もこの行方に非常な関心を持っておるといふのが現状ではなからうかと存じております。

○武田委員 次に、関税引き下げの影響ですね。特に農林水産業あるいは中小企業等々の影響もございしますが、どういふふうな影響を見ておるか。それから、日本の関税率というのは、国際的に見ましてどういふ水準にあるのか、高いものか、低いものか、妥当なものか、そういう点についての御見解をひとつ聞かしていただきたい、こういうふうな思ひます。

○松尾(直)政府委員 関税引き下げと申しますか、関税率を決定するときの考え方というものは、関税の本来の機能というものは、いわゆる国内産業保護でございしますから、国内産業の保護に足りるだけの関税率を張るというのが一つの基本であるかと思つてございしますが、今日の関税政策はそれにとどまらず、国民経済全般の視野あるいは国際社会における日本の地位というものを勘案いたしまして、一方におきましては消費者の利益ということも考えなければならぬかと存じますし、非常に広範な視野から関税というものが決められておるといふふうに理解をいたしております。

そういう中で、農産品であるとか中小企業に關連をする物品というものは、やはり国内的な影響というものに十分配慮しながら、その引き下げ幅というものを決めていく。その過程におきまして、中曽根総理大臣がこれをもとに米國へ行かれ、レーガン大統領を初め日本のこうした努力に非常に高い評価を受けたところでございします。

て、私も関係各省、特にその物資を所管しておられます省庁を中心に御検討願つておるわけでございします。したがって、今回の引き下げによつて国内の農林水産業とか中小企業に直ちに深刻な影響が出るというふうなことはないのではないかと、このように考えておるわけでございします。

次に、日本の関税率が国際的に見てどうかという点でございしますが、関税率の国際比較というのはなかなか技術的にむずかしい問題でございしますが、東京ラウンドの過程におきまして、各國の関税率の比較というものは、これはガット事務局におきまして非常に膨大な作業で検討したわけでございします。そのときの検討の数字、これは一九七六年の数字がベースになっておるかなり古いものでございしますが、東京ラウンドの最終つまり一九八七年に東京ラウンドの状況を各國がそれぞれ完全にやつた後の関税率がどうなるかという作業がございまして、その結果によりますと、これは農産品、鉱工業品全部を含めまして、日本が三・四％、アメリカが三・三％、ECが四・八％、こういう水準であるという作業結果が一つあるわけでございしますが、もう少し単純に、最近の水準というところでよく使われますのが関税負担率という考え方でございます。

これは、輸入総額を分母にして関税収入額を分子にした数字でございしますが、一九八〇年の水準で申し上げますと、日本が二・五％、アメリカが三・一％、ECが二・八というところで、それほど大きな違いはございせんが、わが國の関税率水準は、やはり先進諸國に比べて遜色ないというか最も低いということが言えるのではないかと存じております。

○武田委員 この関税率の引き下げによる影響は余りない、この関税局長は話されております。農林水産省にちよつとお尋ねしますが、そういう発言があったとしても、今後、今回対象にならなかつた農産物に対して、諸外國からのいろいろな圧力等に屈した形で、あるいはまた話し合い等いろいろあるでしょうけれども、じわじわと同じ

ような引き下げというふうな、あるいはまた今回やるような前倒しというふうな、そういう形で枠拡大、そしてこれが自由化へというふうな、なし崩しにいつの間にか外堀を埋められて本陣を攻められるのではないかと心配をされている人が多いわけですね。

ある方々は、いまは静かだけれども時の問題だ、自由化あるいは市場開放というのはいずれ必ずされるのだ、そういうことをはつきり言う人も出てくるわけですが、これは非常に問題なことだと思つて、そして、もしたとえば制度的に外國産品が多くなつてしまつた場合、どういふふうにして国内産業特に農林水産業を保護するといふ立場で日本の國益を守る、そういう対応をしてくのかという問題があるのですが、この点についてはどういふふうに対応していくつもりですか。

○塚田説明員 お答えいたします。今回、関税率の引き下げを検討するに当たりまして、農林水産省としての一つの基本方針は、輸入制限物資、先生御案内のとおり二十二品目ございしますが、それに関連する関税は引き下げないという点。それから差額関税のあるもの、これは御案内のように豚肉がそうでございますけれども、そういうものも引き下げない。それから、東京ラウンドの交渉においてそれなりにそれ相当地にすでに譲歩をしたもの、これも引き下げない。その他、国内産業、農林水産業への悪影響があるおそれのあるものも取りやめる。そういうことで、そうしたものを除いたものを引き下げの対象にしたつもりでございます。

したがって、そうした今回下げなかつたもの、対象とならなかつた品目について今後のスケジュールはどうかという御質問でございますが、私も、そのような角度で検討いたしましたので、引き下げのスケジュールは持つておりません。しかし、このような関税引き下げ問題というのは、今後ともいろいろ御説のように出てくると思ひますけれども、私どもは、国内農林水産業に

不測な悪影響を及ぼさないようという従来の方針を堅持してまいりたいというふうに考えております。

そこで、なし崩しになるのではないかと、それが、私もそういう声をきくぶん聞きますけれども、農林水産省として見ますと、農産物に対する関税、非関税上の保護というのは、いずれの先進国もそれなりに相当程度とっているわけでごさいます。わが国のみが突出しているわけでもございませぬ。御案内のように、米国といえども、農業の面では最大の輸出国でございしますが、その米国のいれども輸入制限物資、ガット上ウエーパーをとって自由化義務免除を得ているとはいふものの、十三品目についてやっておりますし、それからその他三品目、合計十六品目の農産物について輸入制限をやっている状況でございします。

それからECは、御案内のように高率の課徴金をかけて農業を保護しているというところでございまして、私も、そうしたわが国と比べておきまして、農産物の保護が、国際的に見てもわが国だけが非難されるというふうなものでもないという確信がございします。今後ともなし崩しというふうなことがないように、それはもう当然のこととございしますけれども、国内農林水産業に不測の悪影響を及ぼさないというふうな角度で、外庄の問題に対しては対処してまいりたい、このように考えております。

○武田委員 日本以外の国で関税率の引き下げ、いわゆる前倒しなどというは行われているものでしょうかね。どうでしょうか。

○松尾(直)政府委員 そのような事実は承知いたしております。

○武田委員 とすれば、やはり日本としてはかなり前向きな姿勢で対応しているということ、これは市場開放に非常に積極的に取り組んでいるのだというのを高く評価されてもいいはずであつて、それをまたいろいろと無理難題を言ってくるということは、そういうものに対してやはり断固として対応していく姿勢というのは、各省庁特に

農林水産省は持つていかなくてはいかぬ、こういうふうな思ふわけですね。

ところで、ブドウとかクルミあるいは桃、ナシ、それから混合野菜ジュースですか、いま言った産品、これはどうですか、余り影響ありませんか。国内市場におけるあるいは生産農家に対する影響というものはどうでしょうか。

○塚田説明員 お答えいたします。

今回、関税引き下げについて検討の対象とし、ただいま御審議願つております品目につきましても、先ほど申しましたような角度を踏まえて、生産原局の意見を十分聞いて対処したつもりでございします。御指摘の品目につきましても、引き下げ幅が非常に小さいというふうなことから、私ども、当面悪影響はないものというふうな考えております。

○武田委員 桃とかナシとかというのはどこでもつくっているというわけではないのです。大体指定された地域があるわけですから、そういう地域というのはドル箱的な、大変地域農業の支えになつていて、ところが多いわけですから、そういう影響があるというふうなことがあれば大変だということでお尋ねしたわけでありまして、ないというところであれば安心してありますが、重々、地域等のそういう状況は丹念に事情を調べながら、今後の対応は十分な御配慮をいただきたいというふうに思ひます。

それから、先ほど話に出た紙巻きたばこの問題とビスケット、チョコレート、特にこれは引き下げ率が大いわけですね。そこで、たばこの場合は、その結果耕作者いわゆる生産農家への影響がないものかという心配を私は非常にしているのです。というのは、農家はいま生産調整をしながら、非常に苦勞しながら生産しているわけでありまして、これは、外国のたばこがどんどん入ってくるとなると、いまの嗜好としましては、私は、私の経験というのか見た範囲で申し上げるのですから妥当かどうかわかりませんが、どうもやはり外国製のたばこを吸う方はふえています。間違ひなくふ

えている。われわれの周りを見ましても、ちよつと値段が高くて、あのスマートな長いたばこをくゆらしている方が多く見えております。この調子でいくと、何かたばこというのは、初めて一つのたばこを吸ったときはいろいろなたばこを吸つても、最初の原点に戻つて、最初吸つたたばこを吸うんだそうですね、聞くところによります。ですから、たばこを吸わなかつた方が、たまたまそういう方が吸い始めていろいろやってみても、最後は、外国たばこがよかつたとなると、その嗜好が一定してくるということも聞いていますし、そういうことになつたときに国内のたばこ耕作者への影響というものはないかと、その点の心配を私しているのですが、そういう心配はございませぬでしょうか。

○吉田説明員 ただいま御質問の、たばこの関税率の引き下げが生産農家にどのような影響を及ぼすかという御質問でございしますが、先ほど専売公社の總裁がお答えになつておりましたけれども、現時点でどの程度の影響が具体的にあらわれ

るかという点については、なかなか予測が困難だということとございしますけれども、私も農業者の立場から考えますと、たばこは地域特産農作物として、また農家の経営にとりましてきわめて重要な作物でございします。生産農家への影響はきわめて最小限にとどめるように配慮する必要があります。そのためには、生産の合理化、近代化ということとが非常に大切でございします。それからもういろいろ生産奨励対策を講じてまいりたいと考えておりますが、具体的には、新地域農業生産総合対策事業あるいは新農業構造改善事業等のいわゆる補助事業、それから農業近代化資金ですとか農業改良資金といった制度融資を十分活用いたしまして、葉たばこの品質の向上と生産コストの低減に努めまして、そういう生産農家への影響を最小限に食い止めるというふうに努力してまいりたいと考えております。

○武田委員 いまも課長が言われた近代化あるいは

は合理化、これは当然推進しなければならぬ。安いコスト、質のいい品物、これは当然のことだと思ひます。それに対していろいろ対応していると思うのですが、その効果というものは、いまだしもあるいはかなり出ていますか、どうでしょうか。

○吉田説明員 葉たばこは非常に労働集約的な作物でございまして、現在十アール当たりの労働時間が三百七十時間程度になつております。これは、ほかの作物と比べますと非常に労働時間がかかつておりますが、その反面、粗収益なりあるいは反当たりの所得が非常に高い作物でございします。私どもこれからの生産性の向上の一つの目標といたしましては、この労働時間を現在の三分の一程度を節約するといひます。三分の一程度引き下げる方向で、育苗施設から乾燥調製に至りますまでのいろいろな一貫的な作業体系の充実を図つてまいりたい、このように考えておる次第でございします。

○武田委員 ひとつ耕作者の心配を取り除いてやるような努力も、総合的な対応を十分やつていたいただきたいとお願い申し上げます。

最後に、時間が来ましたので、ビスケット、チョコレート、これの問題で業界もかなり苦しいようです。いろいろ対応しているようです。消費者にとつては非常にいいことですが、これがもう一つ心配なのは、その下の段階のキャンディーですね。キャンディー、こういうところまでいきますと、この業界というのは中小、わりと小さな規模の方が多いいですね。そちらの方まで及ぶのではないかと、この心配がある。ですから、こういうものにかんがりの思い切つた引き下げというものはいかぬものかという私の懸念があるのですが、これを導火線にしてキャンディーあたりに食い込ましたら、えらく業界としても苦勞すると思うのですが、この点は大丈夫でしょうか。

○慶田説明員 お答えいたします。

ビスケット、チョコレートにつきましては、先生おっしゃいましたように、砂糖消費税の引き下

げという措置を講ずることにいたしました。いま国会で御審議いただいているわけでございますが、キャンデーにつきましては、東京ラウンドの際も譲許をいたしませんでした。これはどういふことかと言いますと、御指摘のように非常に中小零細企業が多いということがございまして、東京ラウンドの際も譲許をいたしませんでした。現在でも、いろいろECその他からビスケツト、チョコレートに含めましてキャンデーも関税を引き下げようという要請がございしますが、いまのところ、これを私どもとしては引き下げるスケジュールはないと申し上げておきたいと思ひます。

○武田委員 時間でございますので、今後、この関税率の引き下げに当たりましては、国内産業特に農林水産というの一番の風当たりが強いところでございしますから、そういう産業への影響というものを十分に留意した対応をしなければならぬ、こういうことで国が総力を挙げてこの問題に取り組んでいかなければならない、このことを各官庁、各担当者は心に銘じてひとつ今後の対応に当たってほしいということを申し上げまして、私の質問の時間が来ましたので終わります。

○森委員長 米沢隆君。

○米沢委員 私は、本法案に関連いたしました、特に日米間の貿易通商をめぐる問題につき、政府の見解をただしたいと思ひます。

まず初めに、一般的な問題であります。御案内のとおり、欧米を初めとする諸外国の日本に対する市場開放の各般の要請に對しまして、政府は、五十六年以降さまざまな市場開放の諸施策を決定し、今回も本法案によりましてわが国の自主的措置として合計三百二十三品目にわたる関税の撤廃または引き下げを行うことになっておられるわけでありまして、東京ラウンドの後、わが国の市場開放度はかなり前進したと記憶いたしておりますが、先ほどの答弁にもありましたように、先進国に比しましてかなりの水準になったと理解していいと思ひます。

比較ができるかどうか、その点を一点お伺いしたいし、同時にまた、今回のこの措置によりまして、政府は欧米諸国からの対日批判がどれくらいグレイドダウンすると思つておられるのか、概括的な御答弁をいただきたい。

○妹尾(正)政府委員 お答え申し上げます。

まず最初に御質問のございました非関税障壁の国際比較ということでございますが、結論としては、非常にはつきりとした数字であらわすということのむずかしい作業だろうと思ひます。関税の場合ですと数字で比較することができますが、若干そういうことになじむものがあると思ひます。数量輸入制限の品目数を比べるとかということでございますが、これも、その実態はいろいろございしますので、品目だけを比べても完全な比較にはならないと思ひます。

(委員長退席、中西(啓)委員長代理着席)

それ以外のいわゆる非関税障壁というものになりますと、各国の習慣とかあるいは国柄といったこととにまで関連してき得るわけでございますので、非常に比較しにくいと思ひます。ただ、たとえば現在精力的に審議が進められております基準、認証制度といったものは、少なくとも部分的には相当程度まで比較可能な分野かと存じます。

その次に御質問ございました、主たる御指摘の点だと思ひますが、政府のとりまわっている措置が諸外国によつてどう評価されているかという点についてでございます。私どもいたしましては、これまで政府がとってきた施策は、日本としてはいふん努力を積み重ねてきた結果であり、かつ、相当程度主要関係国によつて評価されていると言つて差し支えないと存じます。また、これらの施策は、その都度施策の内容、趣旨、意義等につきまして、先方の政府関係者は言うまでもなく、主要な議会関係者あるいはマスコミ関係者、有識者等にいろいろな形で説明もしてきておりますので、そういうところの反応を見るわけでございます。あるいは、もっと公式なかつて出てくる声明なども見るわけでございますが、そういうものを通しまして、たとえばアメリカの場合ですと、大統領みずから評価しあるいは通商関係の閣僚が評価する声明を出すというようなことを行つておりますし、全般に評価されていると言つて差し支えないと思ひます。その点は、言ひ方は違ひますが、ヨーロッパについてもそういうことが言えると思ひます。

ただ、問題があるとすれば、これまでの施策はそれなりに政治的な努力の結果であるというものと評価しつつも、日米にせよ日欧にせよ、貿易上の問題と先方が考える問題すべてが早急に解決するわけではないところから、いろいろ議論が依然として残る、あるいはまた新しい議論が出てくるという事実がございします。その点についてあわせて考えていく必要があると思ひます。

○米沢委員 日米間の問題の第一点ですが、わが国のいまおっしゃつたような市場開放努力にもかかわらず、アメリカにおける保護主義ムードは高まる一方であるという事態をどう見るかという問題であります。

新聞報道等によりますと、ことし一月からスタートを切つたアメリカの新議会は、保護貿易主義への傾斜を昨年以上に強めている、こう言われておりまして、昨年廃案となりました御案内の自動車部品国内調達法案、いわゆるローカルコンテンツ法案が再提出され、ことしは上院にも同趣旨の法案が提出されるというのを初めとして、ダンフォース法案と言われる相互貿易投資法案も再び提出されているのは御案内のとおりであります。このほか、日本、ECの米園農産物輸入規制に對抗するための農産物貿易相互主義法案、農産物市場拡大法案、農業輸出拡大法案等々、あるいはまたアメリカの高度技術製品に對して市場開放するよう各国に働きかけるための交渉権限を大統領領に与えるという高度技術貿易法案も提出済みであります。これは日本を名指しはしていませんものの、高度技術分野で対外貿易障壁を設けている国として日本を意識しているのは明らかだ、こう言

われております。このほか、日本市場の開放あるいは日本製品のアメリカ市場からの締め出しをねらつた法案が、今後相次いで年内百件以上にも上るだろう、こう予測されておる、こういうような報道がございします。

議院に提出される一連の対日法案がどれもこれも成立するとは言ひたいわけではあります。注目すべきことは、新しい議会にはこれまで以上に対日法案が提出され、これがレーガン政権の対日策に大きな影響を与えるのではないかと、こういう懸念がございします。現に、各地の相互主義法案なるものには、例のブロック米通商代表等も、相互主義は、注意深く読めば保護主義ではなく、貿易を両側通行にしようとする試みであり、われわれは反対ではない。相手国の市場開放を進めるのだと高く評価して、相互主義に行政の方も同調するような姿勢をとっている、こういうふうな伝えられております。

そこで、政府は、このようなアメリカ議会の保護主義傾斜への動きをどのように把握されておるのか、また、今後どのような対応をされていくとするのか、これが一点。

第二点は、さまざまな相互主義法案、いろいろな名前が出てきておりますから訳し方によつては同じ法律があるかもしれませんが、かなりの相互主義法案が出されておることは事実でありまして、こういう各種の対日法案が成立する可能性について、どういふふうな読んでおられるのか、この二点だけお聞かせいただきたい。

○妹尾(正)政府委員 お答えいたします。

これらの法案についての評価と対応、それから見通しということでございますが、私どもいたしましては、米沢先生御指摘のような懸念は必ずと抱いているわけでございます。米園議會それから政府が、適切な対応をしていくことを期待しているということが実情についての評価に尽きと思ひます。

法案は、いろいろ御指摘ございましたが、法案によつて内容あるいは評価も変わつてき得ると思

第一類第五号 大蔵委員會議録第十三号 昭和五十八年三月二十三日

うわけでございますが、たとえば相互主義法案は新九十八議案にダンフォース議員が改めて提出したわけでございますが、この法案とたとえばローカルコンテンツ法案を比較いたしますと、対外的影響あるいは日本における影響というものはずいぶん違うのではないかと考へるわけでございまして、どう評価するかというものは、そういうことで法案にもよるわけでございますが、保護主義的色彩の強い法案がアメリカで成立するということは、私どもとしても、そういうことがないことを期待しているわけでございますが、その辺のところは今後の米議会における審議状況を見ていくしかないと思います。

この背景には、第一に、アメリカの最近の景気といえますが経済の状況が悪くて失業率が非常に高い。最近、次第に改善の方向に向かっていると言われており、私どもも恐らくそうであろうと考え、そう希望しているものでございますが、そういうアメリカの経済情勢、それから日米貿易の状況に対する米側の受けとめ方といったものがその背景にございまして、対応ぶりといったしましては、やはりわが国として決めた市場開放策を初めとする、これは貿易に限らず広く日米経済関係を改善する施策を進めていく、この中には投資というような問題もあると思ひますし、それ以外の分野における努力ということもあると考えますが、そういうことを一つ一つ積み上げていく、そして問題が起これば静かに話し合つてきちつと解決していくように努力する、これを基本として日米関係の一般的な雰囲気改善に努めるといふことがございまして、それから、米側でいろいろと誤解があることにございまして、いろいろな機会をとらえて誤解を解くように努力するということもございまして。

それから、その法案の議会における審議の進みぐあいにございましては、いまのところ、これらの法案はいずれもまだ本格的な審議に入っておりませんので、今後の米国議会での取り上げ方を見ながら、必要であれば政府として申し入れるべき点

は申し入れるということ、できる限り遺漏なく対応したいと考えているわけでございまして。

○米沢委員 このローカルコンテンツ法案は、御案内のとおり、昨年は審議未了で廃案になりました。今度また再提案されて、レーガン大統領の方は反対を表明されておる、こう聞いておりますけれども、問題は民主党の方ですね。モンデル前副大統領、グリーン、クランストン両上院議員等は積極的にこれを支持するという立場で、八四年の選挙に向けてかなり活発に動いておられる。

こういう背景を見ておきますと、いまおっしゃったような対応だけで本当にいいものだろうかという気がするのです。もし八四年の選挙で民主党あたりが通つた場合には、選挙公約ですから、ローカルコンテンツ法案的な姿勢をかなり強く打ち出す、そのときになつてあつてもしょうがないのでございまして、政治的に外交的にものと大きな動きをしてもらわないと、大変なことになるのじゃないかという危惧があるのですが、いかがですか。

○妹尾(正)政府委員 御指摘の点でございまして、モンデル候補については確かにそういう姿勢であると思ひます。ほかの候補者については必ずしもそういう切れるか、あるいはそうでないのではないかとというような情報もございまして、いずれにいたしましても、大統領選挙絡みの問題ということで、私どもも非常に大きな問題であると考えております。

ローカルコンテンツ法案の先行きでございまして、背景にアメリカの不況、特にその中における自動車産業の不況、高失業率ということがあつてございまして、一般的にアメリカの景気がこれから回復に向かうとすれば、それが好影響を与えないか。それから、自動車の売れ行きが御承知のとおり改善しているわけでございまして、住宅と並んで現在のアメリカの景気回復の牽引車のようになつておられます。自動車の市況がこれからどんどん改善していくかどうか、こういうことによつても、ローカルコンテンツ法案の

先行きというものはいろいろ変わりと考えます。

それから、先般通産大臣が発表されました対米自動車の輸出規制についての日本政府の態度の表明、それから自動車業界における日米提携の動き、こういうものも当然ローカルコンテンツ法案の審議に影響、それもい影響を及ぼすと私どもは考えているわけでございまして。従来、これが去年アメリカの下院で問題になつたときは、いろいろな機会をとらえて、かつ非常にハイレベルを含めて政府及び関係者に対して日本側の懸念は表明してきております。今度の議会でこれから同じような問題が起つてくれば当然適切な手を打つていかなければならないと考えていることは、先生御指摘のとおりでございます。

○米沢委員 さて、そこで、一連の日本あるいはECをねらつた農業産品に関する相互主義法案の行方を聞きたいのでございまして、新聞報道等によりますと、たとえばECが農産物輸出に補助金を出し安値輸出をしているため、アメリカは第三国市場で打撃を受けているとECを非難してきたアメリカが、ついにエジプト向け小麦粉輸出に政府補助を与えて、ECの得意先に突撃した。これに怒つたECは、今月初めのアメリカ・EC間の関税貿易一般協定非公式協議で、エジプトでの損失分三千万ドルを支払えとアメリカ側に要求した。

こういう動きを見ておきますと、他人ごとではないという感じがするわけでございまして。特に、最近のブロック農務長官あたりの、日本の農産物残存輸入制限を撤廃させるため、可能な限りの最も強力な姿勢で引き続き日本との交渉に当たつていく、日本がこの問題で何か措置をとろうと努めている若干の徴候が見られ、どれだけの措置がとれるか注視しているという発言にも見られますように、農産物の自由化あるいは枠拡大等については相当な気合いで日本にかかろうとしておる、こういうふうに見てとらねばならないと思うのです。

そういう意味で、一つは、農業に関する相互主義法案等の成立の可能性、そのあたりを外務省はどう見ておるのか。

それから、農水省に聞きたいのでありますが、日本がこの問題で何か措置をとろうと努めている若干の徴候が見られるというものは、どうも枠拡大で妥結しようという動きじゃないかと思うのですが、予算委員会等での農林大臣等の御答弁は自由化の枠拡大だめだ、こういう姿勢に聞いているのでありますが、一方では、枠拡大で妥協しようという動きが実際はあるのじやありませんか。その点を農水省に聞きたい。

○妹尾(正)政府委員 第一点についてお答え申し上げますが、この法案につきましては、いまのところ具体的な動きが全然ございまして、私どもとしても、もっと情報を集める必要があると考えておりますが、法案の趣旨からしますと、日本も念頭に置かれておると思ひますが、むしろECとの間の問題が非常に大きな問題として提案者の御提案の背景にあるのではないかと考えられるわけでございまして。

そういう意味では、これはアメリカとECの間の農業問題が今後どういふような展開を見せていくかということも無関係ではない、そういうことによつて左右されるということもあるのではないかと考えられるわけで、今後さらに情報を集めまして適切に評価し、対処していきたいと思ひます。

○塚田説明員 お答えいたします。

この農産物の日米間の問題につきましては、御案内のように、昨年の十月にホルルにおいて行われました日米協議が決裂したままになって今日に至つております。

そこで、御質問のような、ブロック農務長官が具体的にどのように言つたか私存じませんけれども、日本側の方で若干の徴候が見られるという発言があつたというお話でございましたけれども、中断したままでございまして、現在交渉の再開についての具体的なめどは私どもも持つておりませ

ん。確かに、一月に総理が訪米された際に、この問題については専門家同士で冷静に話し合った方がいいというようなことを日本側から申し上った聞いておりますけれども、私どもは、この再開の問題につきましても、今後外交ルートを通じて米側といろいろ調整していきたいと考えております。

そこで、私も農林水産省といたしましては、衆参両院の農林水産委員会決議もいたしまして、おりますように、わが国農業に重大な悪影響を及ぼすような自由化なり枠の拡大はできないわけでございまして、また、する気もございません。一方米側は、米国の上院で対日農産物自由化要求決議が去年の九月にございまして、このようなことで、農産物問題は政治問題にも発展していると私も考えておりますけれども、農林水産省として、即時輸入自由化はもとより自由化時期の明示も困難であるというふうにも私は考えております。

そこで、御指摘の輸入枠の問題でございましてけれども、輸入枠は、本来需要と供給との事情を見て必要なものについて輸入枠を設定するというのが基本でございまして、したがって、そういうような角度から輸入枠については今後とも検討するわけでございまして、厳しい国内事情等いろいろ考へて、私どもは、この問題につきましても慎重に対処していく所存でございまして、

○米沢委員 さて、次は先端技術に関する問題でございまして。

自動車に続いて日米貿易摩擦の焦点となったのは、御案内のとおり先端産業、IC半導体でございまして。このICの貿易摩擦は、世界市場をアメリカと日本が二分するという立場の中で、先発アメリカに後発日本が追いつき追い越せでかなりの状況にまで来ておる。これが摩擦の発端だと私は思うのです。将来のICに関する開発あるいは市場の競争戦が大きな焦点であるとするならば、いまのところ、アメリカが比較優位に立っているのがIC産業ですから、日本の追い上げに対してかなり神経をとがらせるのではないかと懸念されるわけであります。

そういう意味では、今後アメリカと日本のIC半導体等に関する調整等は非常にむずかしい。言葉を変えれば泥沼の状況になるのではないかと、こういうことを私自身懸念いたしております。

特に、日本のIC生産の伸びがかなりの急テンポでふえておりました。この二年間で全世界で五〇・二％も伸びた中で、アメリカは三九・二％伸びておりましたが、日本は九五・八％伸びるという驚異的な生産の急上昇を示しておるわけですね。そういう意味で、アメリカの比較優位性が侵されつつあるところに例の日立事件等も発生したのでないかというのを考えるわけであります。いまのところ、アメリカのIC市場における日本ICのシェアはわずか五％だと伝えられておりますが、物によりましては、たとえば十六キロビットラムというものについては、もうすでに四〇％ぐらいのシェアを占めている。今後ICをめぐる日米摩擦みたいなものは相当の勢いで急展開するのではないかと、こういう感じがするのであります。その点について、通産省はどういうような御見解を持っておられますか。

(中西啓) 委員長代理退席、委員長着席

○堤説明員 ハイテク産業をめぐる日米間の問題は、いま先生御指摘のとおり、ほかの分野とやや様相を異にした面があると思っております。

そのまず第一点は、非常にこの分野は急速な進歩と拡大をしている分野でございまして、製品のライフサイクルをとりましても非常に短いという特異な分野でございまして、一方、拡大しているということはお互いにまだ余地のあるという夢のある分野でもあるわけでございまして。さらに、この分野におきましては、ほかの分野と違ひまして非常に日米間に相互に投資が進んでおりまして、単純なる輸出、輸入という様相と違ひております。日本からもかなりの会社が投資をしておりますし、アメリカからも日本に対してかなりの投資が進んでいる分野でございまして。したがって、夢のある分野であり、かつ競争の激しい分野というところで、われわれは、この分野に対しての

原則といたしましては、競争と協調というのが非常に重要な要素であるというふうな考えでおります。

この観点に立ちまして、昨年の七月以来日米間で日米ハイテク作業部会というのを開いておりまして、この部会の中で、どういふふうな協調が図れるか、どういふふうな協力ができるかという分野も追求しておりますし、あわせて、それぞれの市場を自由にする、自由な市場を維持するということを一つのねらいとしております。その結果、ことしの二月には日米間で一つの原則についての合意がございまして、この分野の重要性、政府の役割の重要性、それから第三点としましては自由貿易と投資の原則の維持、第四点としましては国際協力の発展という四点が確認されたわけでございまして、今後は、この原則にのっとり日米間で、二大勢力でございまして、協調と競争という観点で発展していくべき分野だと考えております。

○米沢委員 時間もなくなりましたが、最後に、わが国の特定産業の安定化のための諸産業政策、これは純粋に国内政策だと私は考えておりますが、にもかかわらず、アメリカの方が、貿易をゆがめる行為だとして是正を迫る方針だ、こういうことが伝えられております。

特に、国際経済担当であるオルマー米商務次官が下院の歳入委員会の貿易小委員会、補助金つきに不当な安値で輸出する場合に発動する相殺関税制度に触れまして、法律ができた当時は規定されなかった新しくしかも複雑な貿易をゆがめる行為を海外諸国は編み出しておると指摘して、日本の特定産業育成政策を例に挙げた。そして、このような産業政策というものを是正させるんだというふうな発言をしておるんですね。これは前々から、特に今度提案されております特定不況産業安定臨時措置法、新特定法の立法過程においてくすぶっていた問題だと思っておりますが、私どもは、特定法そのものは完全に市場をオープンにして産業対策をとろうというわけでありますから、

全然彼らの言うようなものではないと認識しております。

しかし、アメリカの目から見ると、このような特定の産業政策というものが貿易をゆがめるものだ、こんな議論に発展して、今後われわれが日本で産業政策等を議論すれば、いつもこんな形でアメリカの連中から横やりが入る。断じてこういう理屈は許してはならないと思うのであります。その点について政府はどういうふうに考えて、また、アメリカのこういう動きに対してどう対応するかという点について御答弁いただきたい。

○妹尾(正) 政府委員 お答えいたします。

オルマー商務次官の発言、ただいま御指摘のとおりでございまして、日本を明示的に指摘はしておりませんが、一般的な形で産業政策の問題を取り上げた証言を行つたわけでございまして。ただいま先生御指摘のとおり、私どももいたしましては、日本の産業政策の実態というものについて、アメリカの正しい理解を促して無用の誤解を防ぐということが重要であると考えているわけでございまして。この産業政策の問題というのは、一昨年来の日米の貿易摩擦の動きの中で比較最近出てきた問題でございまして、これは日本側の動きとも関係あるのかもしれませんが、新しい問題と申しますか、それがいろいろなところで米側関係者によつて取り上げられるようになってきております。

私どももいたしまして、こういうことでまた日米経済関係が紛糾するというのは大変望ましくないことと考えております。これは先生御指摘のとおりでございまして、米側の誤解を正して、正しく理解してもらうように積極的に広報活動を進めていく必要があると考えております。産業政策は、正しくやれば世界経済の活性化そのものに役立つわけでございまして。米側の誤解があれば解いて、やるべきことをやつていくようにしたいと考えております。

○米沢委員 日本の正当な産業政策まで貿易をゆ

がめるものだという非難をしながら、一方では、例の日米オーストバイ戦争に見られるように、みずからの努力をなくして衰退した産業を支えるために日本に対して輸出規制を求めるなどという、こんな矛盾した話はないかと思うのです。今後この種の問題が特に日米問題の間になり続発するのじゃないか、こういう危惧の念を持っておりますので、どうか政府も腰を据えてがんばっていただきたい。

以上申し添えまして、質問を終わります。

○森委員長 正森成二君。

○正森委員 関税について質問させていただきます。

すでにわが国は、東京ラウンドをめぐる関税の二割カット措置を四十七年にとり、前倒し引き下げ措置を五十三年にとり、早期実施措置、二年前倒し措置を五十七年にとるなど、東京ラウンドの合意を上回る関税引き下げ措置をとってきたことは御承知のとおりであります。今回の改正は、東京ラウンドの最終税率を飛び越えて一気にゼロにする品目がたしか百十品目、ゼロにはならないが東京ラウンド最終税率以下に下げるものが五十五品目、ちょうど東京ラウンド最終税率まで引き下げるもの、四年繰り上げ、これが百十七品目、東京ラウンドで譲許していないものも十八品目含まれており、ほとんどの品目が東京ラウンドの国際的合意を無視して、これを大幅に上回る引き下げになっているはずであります。

このような一方的な引き下げは、多角的な関税引き下げ交渉による自由な国際貿易の発展というガットの理念にすら反するものであります。このような相次ぐ前倒し引き下げの結果、わが国の平均関税の負担率は二・五％となり、アメリカ三・一％、EC二・八％と比較しても最も低くなっております。関税率に関しては先進国の中で最も市場開放度が高い国となっているはずであります。こういうようになぜ譲歩に譲歩を重ねるのか、その理由を伺いたいと思います。

○松尾(直)政府委員 わが国が東京ラウンドの合

意以上の引き下げを行ってきたことは事実でございます。過去の関税交渉というものは、東京ラウンドまで、バランスをとりながら相互に下げるといふルールで行ってきたところでありまして、東京ラウンド妥結以後、わが国だけが独自に引き下げているというのは最近の新しいことで、これは御指摘のとおりでございます。

それはなぜかというお尋ねでございますが、関税というのは、各国それぞれの国内産業の事情等によって関税水準は元来必ずしも同一でない。そういう中で、交渉を通じて相互に引き下げという努力が行われてきたところでありまして、関税引き下げの意味するところは、究極のところ、やはり世界貿易というものをできるだけ自由にしてこれを拡大しようという考えがあるから、そのような関税引き下げを相互に行ってきたということであるかと思うのであります。

最近の状況を見ますと、御案内のとおり、わが国の貿易の黒字が非常に大きい。他の先進諸国においては、失業問題等が大きな問題になっておる。そういう状況の中で、関税というものは政府の行う措置であるために一つの象徴的な意味も持っております。日本の貿易の黒字が非常に大きくて、他の先進諸国が失業を初めいろいろな経済的な困難に直面しておる。そういう状況の中で、各国から保護主義的な動きが相当強く起きているわけでございます。第一次大戦後の苦い経験というところもあるわけでございます。こうした保護主義に歯どめをかけて自由貿易を活性化していくためには、やはり日本が率先してある程度踏み込んで引き下げていくということも必要ではなからうか、こういう考え方に基いておるわけでございます。

○正森委員 関税局長の言われることもわからな

が国だけが東京ラウンドをはるかに超えて一方的に関税の引き下げという譲歩に譲歩を重ねなければならぬのかというところをお聞きしているわけ

で、十分には納得できない答弁だと思つた。それに加えて、最近の報道を見ますと、これは二月九日の日経ですが、非関税障壁に關係する法律の改正について、アメリカも作業に参加して協力したいというところを言うたという報道があります。これは、よほど注意しないと完全な主権侵害にもなるのです。そういう点については、日本側は、アメリカがいろいろ関心を持つてきてくれているのは悪いことではないので、意見を聞くことは聞いてやりたいというようなことを言うて余り問題にしていけないようにすけれども、アメリカの法律にわが方が参考助言したいとかいつて改正作業に加わらせてほしいなどということ

はめつたに言わぬと思うのです。そういう点はどう理解していますか。

○松尾(直)政府委員 まず、先ほどの答弁を若干補足させていただきます。

にとられたらいかぬので、米側の意見を聞いてもらうという形にしよう、こういうことになったのだということ、初めのそもその出どころは、やはり非関税障壁をなくすためには米側も作業に参加したいというのがそもその出発点にあった。こういうのです。

それで、政務次官、おられますから伺いますけれども、同時に私も非常に心配しております。牛肉やオレンジにつきましては金子・ブロック会談が流れたというのは御承知のとおりですが、そのときに、どうもいまやつても、向こうは自由化しろと言う、こっちは枠を広げること

もなかなかむずかしいと言う、だから、日本というところは農民の票が非常に問題になるので、参議院選挙もしくは同時選挙も言われているいまごろやつたのではぐあいが悪いので、六月以降でないと無理であるということで、報道によりまして、首脳会談で中曽根総理が大統領に対して、選挙の後大幅に譲歩するからしばらく待つてほしいというように言つたからこうなつたのだというのが、いろいろ新聞に出てくるのです。

総理のことを政務次官にお聞きするのは非常に悪いのですけれども、そういう報道が流れておりますので、しかも、それは非常に確度の高い情報として農水省なんかでは受けとられていて、ということですから、そうだとすると、これはけしからぬことになるというように思うのですが、感想だけでもお伺いしたい。

○塚原政府委員 中曽根総理がどのようなことを申したとか、この新聞報道のコピーをいま見ているのでございますけれども、そのような事実について私は全く承知をいたしておりません。

れども、不安感というのが多分に生産意欲を失うということに、現実でないものにも不安を持つてということもあると思います。そのようなものは私共が努力をしてみたいと思つておられます。

○正森委員 そういふ努力をぜひしていただいて、いやしくも選挙が済んだら、その後で牛肉、オレンジについては米側に都合のいいように変えるのだというふうなことのいいように、いづれ選挙が済んだ後の結果を見てみればはつきりするわけですが、希望しておきたいというふうに思っています。

次の質問に移させていただきます。

それでは、そもそも日本市場はそんなに閉鎖的なのかという点を考えますと、マッキンゼー社報告書といふか、あるいは私の手元にあるのはTSG、トレード・スタディー・グループから出したというふうな文章がございまして、一九八三年二月十五日付ですね。マッキンゼー社が一年くらいかかっている調査した、日本側も協力したようですが、それを拝見しますと、「この調査の結論として言えることは、日本は参入が難しく競争も激しい市場であるが、一般に考えられているほど管理された市場ではない。また、一部の西側の国ほど市場は閉鎖的でなく、管理の度合いも弱いことが判った」とか、あるいは「日米両国の相対的な相手国市場への輸出浸透状況を見れば次のような結果となっている。米国の国民総生産（GNP）に占める日本からの輸入比率は一・三％で日本のGNP総額に占める米国からの輸入比率は一・九％である」というふうになっている。ですから、五十八年二月十六日の朝日の報道なんかによりますと「日本市場における米國製品の浸透度の方が高い」とか、「日本の対米貿易収支黒字幅のみに焦点を当てるのは不公平で、両国間のサービス貿易の流れ、それぞれの企業の相手国における直接生産規模などを勘案すると、日米経済関係は一般に認識されているほど不均衡ではない」とか、あるいは「法的規制面からみても、他

の西側諸国に比べ、閉鎖的、規制的とはいえない」とか、そういうような見解が色濃く出ているようでありました。

そういう点から見ると、ますます一方的譲歩というのは理由に乏しいのではないかと思うのですが、こういう認識、つまり、いろいろな角度から見ると、それほど日本の市場というものは閉鎖的ではないという認識についてはどう思っていますか。

○松尾（直）政府委員 マッキンゼー報告が発表されましたのは、御指摘のとおり二月十五日でございます。

市場の開放度をはかる物差しというものは一体何かというの、これはなかなか数字的な物差しがございせんので、非常にむずかしい問題であるかと思つたのでございまして、たとえ数字的に一番はつきりするの、は関税であります。関税負担率の比較ということはいくつ行われるわけがございまして、昨年ガットの閣僚会議がございしましたが、そのときに日本政府代表として櫻内外務大臣が演説をされましたが、その演説の中で、日本の関税負担率はいまや世界で一番低い、つまり、世界で最も開放された市場であるという演説をされたわけがございまして、数字的にあらわされる関税以外のものは非常に比較がむずかしいわけがございまして、私どもも、日本の市場が言われるほど開放的でないというふうには決して考えておりません。

○正森委員 質問の流れから言うところによつて変わりますが、大臣のおられるお時間が少のうございまして、関西空港の問題をちよつと途中で聞かせていただきます。

時間を節約する意味で議事録を引用いたしますが、この問題については、予算の分科会等で各議員から質問されております。

その中で、三月七日に予算委員会第二分科会で藤田委員が質問されておりますが、その中で、こゝで答弁された平澤政府委員が、空港の着工準備調査費という新しい目といたしまして、名称

が出てまいりましたについての質問に対して、「これにつきましては、いわゆる実施設計調査費」といふようなものがございまして、そういう実施設計調査費に相当する内容も含まれております。しかし、今回が直ちにその結果着工につながるものではないというところでございまして、なぜかと申しますと、なおその事業主体なり採算性あるいは負担のあり方、それからアクセス等の問題、いわゆる地域整備の問題等、なお多くの問題が検討される必要があるというところでございまして、こゝで答えておりますが、そういう見解については依然間違いがございせんか。

○窪田政府委員 そのとおりでございます。

○正森委員 こゝで出てまいりますフイービリティ、採算性という中には、伊丹の空港が存続するの、か存続しないのかで飛行機の便数もうんと違つてきますから、フイービリティも当然変わつてくるのでございまして、そういう点について結論がまだ出されていないという状況があれば、なかなかそういう点は確定しがたいことであるというふうに思ふのですが、いかがですか。

○窪田政府委員 御指摘のようないろいろな問題がまだ詰まつておりませんゆえに、いまおつしやつた関西国際空港着工準備調査費三十二億円を計上いたしまして、これから慎重に研究していこう、こういうことでございまして。

○正森委員 さらに議事録を拝見しますと、一月二十日に大倉次長が参議院の決算委員会で「厳しい財政状況で」「大規模プロジェクトを国費をもつて実行していく力というものがほとんどないに等しい」という評価をしておられます。そうしますと、仮に関西国際空港にゴーサインを出すとしても、国費のみをもつて実行していくということはほとんどできない。

したがって、そうなりますと、あとは借入金か、あるいは地方自治体、第三セクター方式に事業主体をやるかどうかは別として、そういうものを考えなければ無理である、こういう御見解でしょうか。

○窪田政府委員 大倉の申ししたのは、ビッグプロジェクト一般の問題であらうかと思ひます。必ずしも関西空港のことを言っていないと思ひますが、ただ、御承知のようないまのような財政状況を考えますと、関西空港についても容易なことではない、私もこういう認識を持っております。

なお、資金面の負担については、いま地方負担というふうなお話もございましたが、これはまだ全く決まつておりませんで、これからこの調査の中で研究していこうという問題でございまして、全額国の負担でやるといふことは現実的でない、こう考えております。

○正森委員 大蔵大臣、おいでになつてすぐでございますが、いま次長がお答えになつたようなことですが、竹下大蔵大臣自身もそのときの答弁の中で「今後、運輸省との相談の中身につきましては、事業費のうち国がどの程度を負担するかとか、いろいろな検討が行われるべき課題であると思ひます。そしてまた、これまでのように第一種空港同様、国が全額を負担するというような財政状態にはない」といふことも承知しております」といふ意味の答弁をされておりますが、そうすると、いまの主計局長の御答弁と基本的には大きな認識の変わりはないというふうに理解してよろしうございせんか。

○竹下閣務大臣 私と運輸大臣との合意を正確に申し上げますと、五十八年度予算において新設することとした関西国際空港着工準備調査費は、運輸省の計画に基づく泉州沖関西国際空港の着工を前提としたものである。二、着工準備調査費は、従来の実施設計調査費に相当する内容を含み、工事費に直接移行できるものであるが、なお事業主体のあり方等、残されている諸問題についてもこの調査費の中で調査検討の対象とする。

そこで、まさにその残されておる問題といたしまして、先ほど私が答弁を申し上げましたことについての速記録等の朗読がございましたが、その

一つとしての資金負担をどうするかは今後の重要な問題の一つとして考えておるので、この点についても、まさに着工準備調査費の中で検討することになっておる、そして全額国の負担によつて国際空港を建設することは現実的ではない、いろいろな問題がまさに着工準備調査費の中で検討される問題である、こういうふうに整理をして申し上げます。

○正森委員 それでは、従来の質問の流れに変わらせていただきます。

必ずしも日本の市場が閉鎖的ではないように認識するという点については、私も認識が一致したわけですが、しかし、それにもかかわらず、アメリカその他ECの認識というのは非常に一方的な点があるというふうに言わざるを得ないのですね。

これはキョウサイと読むのですか。「境界政策・境界行政研究会」ケイサイですか、キョウサイですか。——キョウです。これは、たしかこの文書を見ますと、大蔵省関税局の委託研究に基づいて発足し、関税局の首脳部が主体において出席してやっておりますという形になっております。この序文を見ると、そういうぐあいに書いてありますよ。いいですか。

○松尾(直)政府委員 境界研究会というのは、私の前代の関税局長のときに、関税局長の私的な諮問と申しますか勉強のグループとして、そういう学者の方を中心に、適宜、大蔵省のみならず関係各省の人も参加をしていろいろ勉強をしたというものでございます。

○正森委員 私的な諮問機関ですけれども、関税局の首脳も入っているのですが、その報告書を見ますと、こういうことが書いてございますね。

私が読んだのは、百四十七ページには「例えば先日の米リーガン財務長官の「日本人は、人なつっこい、興奮しやすく、反応の鈍い牧羊犬のようなもので、新聞紙をまるめて頭を強く打たないと行動しない」というような感情的な発言や、一方的で不合理な、強圧的姿勢のみが目立つ

要求がみられる」云々というように、あなた方が入った報告書の中でも書いておられるのです。あるいは六十六ページには、こういうぐあいに書いておられるのです。「ある名古屋の財界人がフランスを訪れた際、「日本とソ連がこの地球上から消えてなくなれば、我々は幸せな生活ができる」と発言したと伝えられるフランスのジョーベル貿易相の、共存を図るために自らも努力しようとおよそしなない傲岸(ごうがん)としか言いようのない尊大な態度となつて現われている。彼らは、世界中の人が洋服を着て靴を履いて英語かフランス語を話すのは当たり前だと思ひ込んでゐる。だから、日本人も洋服を着て靴を履いてゐるのは結構だが、日本語を使つてゐるのは気に入らない、というのが彼らの発想である。これは私が言つてゐるのじゃないのです。ここで言つてゐる。「この間、大来佐武郎さんがイギリスに行つてゐるような話をされたとき、先方が「日本のマーケットは非常にクローズだ。とくに流通段階がひどい。流通段階における契約書ぐらゐ英語にしたらどうか」と言つたので、大来さんが笑ひながら「では、ロンドンでは契約書を日本語にしますか」と言つたら、ハッとした感じがして、これは失礼したと謝つたという。」

私は、去年の質問で、外務省の中で、米側の言う最後の非関税障壁は恐らく日本語の使用であるというジョークがまかり通つておるとか、もう読みませんが、垣水さんの時代の「貿易と関税」という本に、もう理性を失つておるとか、しばしば日本語が非関税障壁だというようなことを言うということがありました。大体そういう考えで、関税の問題にしろ貿易摩擦でも考へてゐるんじゃないか。そういうようなことをわれわれが問題にしなければ、何ほども、何やらを丸めて頭をガチンとたたいてやれとかいうようなことを言う。だから、私はあえて国会の議事録に、日本国内にもそういうことは、余りにも米側やECが思ひ上がつてゐるんじゃないか、日本には日本の民族性があり、文化があり、長年培つてきた日本語

があり、そういうことを忘れてやつてゐるというやうなことでは話にならないということを記録にとどめなければならぬというふうに思つて、あえて質問をしてゐるのです。

だから、皆さん方も、こういう点についてはやはりよほどしっかり考へて、安易に西側の友好の基軸であるとか運命共同体であるとかいうやうなことで関税の自主性を失うということとは絶対にしないようにしていただきたいです。われわれの先輩は、関税の自主性を回復するために苦闘して、やつとそれを取り戻したのがたしか明治四十四年でしょう。ところが今度は、われわれの方から自主的に、東京ラウンドを超えてどんどん下げていく。下げてまだ満足しないで、頭をぶん殴つてやれとか、日本語が非関税障壁であるとか、そういうことを一方的に言うということは、国権の最高機関である国会としても黙つておることはできないですね。そういうことはやはり指摘をしておかなければならぬと思ひますが、いかがです。

○松尾(直)政府委員 冒頭に一つ申し上げますが、境界研究会の報告自体は学者先生方だけの報告でございます。私が参加して申し上げましたのは、その討議の過程に参加したことがあるという意味でございます。報告自体は学者先生方の報告でございます。

いま御引用になりましたいろいろな発言、そのほかにも類似的な発言はいろいろな場でわれわれも聞いておまして、世界じゅういろいろな人がいろいろなことを言うその口を閉ざすわけにはまいりませんが、大事なことは、やはり日本に対するそういう誤解を解くということでございます。日本とアメリカあるいは日本とヨーロッパの物理的な距離以上に日本に対する認識が低いというのは事実であるかと思ひます。そういう無用の誤解から無用の紛争が生じないように、誤解を解く努力が必要であるかと思ひますが、一方において、日本のことをわかつておられる識者にもいるということもまあ事実であるかと思ひます。

であります。私ども、今回の関税改正が、やれたものをただ黙つてやつたというものでは絶対ございませんで、これはあくまでも自主的に日本として判断をしてやつたわけでございます。先方の要求にあつたものでも、必ずしも全部やつたというわけはございませんで、決して自主性を失つておると思つておりません。

○正森委員 時間が参りましたので、あと一問だけ質問して終わらさせていただきます。

たばこの関税の問題でも、五十六年の四月に九〇%から三五%に大幅な引き下げをしたのです。時間がございませんで、先方から言ひますが、たしか、たばこの輸入量は五十六年度は対前年度で二・七%ぐらゐふえてゐるはずであります。販売実績も対前年同期比で四〇・五十七年の四月から八月期を見ますと一二・三%増で、この間国産は〇・一%しかふえてゐないというやうな状況ですね。それなのに、今度は突如二〇%に引き下げを決めた。これについては、いわゆるローカルコンテンツ、部品調達法案を通すぞとか、それからマンスフィールド氏が関税、たばこを下げないといふことになると言つたとか、アメリカの大統領から親書が来たとかいうやうなことで、結局不当な圧力に屈して不合理な譲歩をしたのではないかと。

報道によりますと、これは十二月二十五日の日経ですが、「外務省でさえ「いまだに信じられない」といふやうなことを言つておるのです。それから、五十八年一月八日の読売では、普通非常にアメリカに協力的な大河原駐米大使も「理屈を超えた状態」であるといふやうなことを貿易摩擦について言つておる。あるいは、松永外務審議官は「米経済が回復し、余裕を取り戻さない限り解決しない」とこれはもはや理屈の問題でも何でもなくて、また、わが方に非関税障壁やその他の障害があるというこじやなしに、アメリカ側が、経済が回復しなければ全部スケープゴートのように日本の方へ持ちかけてくるというやうなことに

なっているのじゃないか。そして、特に自動車などの輸出のために、それ以外の農産物やあるいはたばこ、結局はたばこ耕作農家、専売の労働者にもかぶつてくるわけですが、そういうところへ犠牲を転嫁していくという政策にならざるを得ないのではないかというように思うのですが、そういう点について大臣もしくは関税局長から御感想を承って、私の質問を終わります。

○松尾(直)政府委員 最近の輸入たばこの伸び率につきましては先生御指摘のとおりでございますが、二・二%伸びたと申ししても、日本におけるマーケットシェアが一・四%。一%台というのは先進国の中でも非常に低いということから、三・五%の関税というのがなお相当障害になっているのではないかとということが言われるわけでございまして、そういう観点から、いろいろな点を総合勘案して、大局的見地から米米並みの二〇に下げたということであらうかと思うのでありますが、自動車の輸出の犠牲云々ということとは私も必ずしも考えておりませんが、日本経済全体として、自動車の輸出も伸びなければ農村の方も困るという全体的な関係があるかと思うのであります。そういう自由貿易体制維持という非常に広い観点からの総合的な判断としての自主的な決定であるというふうに私も考えております。

○森委員 小杉隆君。

○小杉委員 まず関税局長に伺いますが、今回の関税引き下げの根拠となりましたのはやはり貿易摩擦が原因でございします。そこで、関税局長としては、貿易摩擦の解消策としては関税だけじゃなくてほかにもどんな手段が考えられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○松尾(直)政府委員 貿易摩擦というものがなぜ起こってくるかというのには、いろいろな要因があるろうかと思うのであります。

非常に短期的に考えますと、一つは、日本経済の運営が比較的うまくいっているのに比べて、他の先進諸国においては非常に高い失業率その他物価高であるとかいろいろな問題を抱えておる、そ

ういった中で日本との貿易収支が日本の非常に大幅な出超になっておるといふようなことから、何とか日本が、まあ助けてくれと申しますか、そういう声が貿易摩擦の背後にあるということが言えるようかと思うのであります。

したがって、根本は諸外国の景気回復が貿易摩擦をやわらげていく一番大きな要因ではないかという気もいたしますし、また貿易の面におきましても、日本の一方的な出超が多少はやわらいでいくということも必要であらうかと思ひます。また、そういう実態以外に、先ほど来御議論ございましたように、日本の実情に対する認識の誤りから摩擦というものもあるかと思うのであります。そういう点については、日本の実情を正確に理解してもらう努力も必要であらうかと存じます。関税はそういう中での一つの手段ではないか、かように考えております。

○小杉委員 いま局長からお答えがあったとおり、この貿易摩擦の原因にはいろいろあるわけでありまして、関税だけで貿易摩擦解消を図るといふのは、私はこそくなやり方ではないかと思うのです。先ほどの質疑の中でありますように、わが国の関税は、関税負担率でも先進国の中で、米国の三・一、ヨーロッパの二・八に比べて、二・五と最低のところに来ているわけで、私は、昨年のこの場所でも、もうこれ以上の関税引き下げは必要ないじゃないか、むしろもっとほかの部分で、関税の引き下げ以外の手段によって貿易摩擦解消を図るべきじゃないかということをお願いしたわけですが、

そこで、大蔵大臣に伺ひますが、たとえば今度の関税引き下げの中で、ヨーロッパ諸国が熱望していたチョコレートとかビスケット、これなんかは貿易量全体としては金額的にはわずかでありますが、この関税を引き下げたからといって、決して貿易の額が急激にふえるというものでない。むしろエアバスというような、彼らが非常に関心を持っています、しかも金額が物すごく張るようなものを積極的に輸入することで貿易摩擦の解消を

図るのが本筋であつて、政府のやっている関税の引き下げは、それを少し矮小化しているのではないかと。もつと本筋で貿易摩擦解消をやれば、こういう関税引き下げは必要ないのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○竹下國務大臣 小杉委員のおっしゃっていることは、本質的に間違ひではないと思ひます。ただ、ヨーロッパを例をおたとえになりましたが、ビスケット、チョコレートなんというのは、むしろ今日までシンボリックな問題としてあげつらわれておつた、それがそれなりの措置が行われて、わが方にも競争力もできておりますし、それによつて金額が大変張るものだと私も思ひません。が、そういうシンボリックな問題を一つ一つ解決することもまた貿易摩擦あるいは通商摩擦の芽を摘んでいくことのひとつである、こういうふうには理解しております。

○小杉委員 それから、先ほど局長が挙げられたいわゆる認識の差、パーセプションギャップということがよく言われるわけですが、

先ほど米沢議員から、アメリカの上院、下院においていわゆる相互主義法案が出されたということの懸念が表明されたわけですが、私は、アメリカの議会と日本の議会のあり方は違うと思うのです。アメリカの場合は、議会でいろいろ法案を出すのは、それぞれの議員が選挙区の実情を踏まえて一つのアドバルーン的に法案を出すのが慣習化しておりますし、特に昨年の十一月の中間選挙とか八四年の大統領選挙をにらんでこういう法案がどんどん出されたということでございますが、私もよくアメリカの国会議員と話をするので、日本は少し過剰反応ではないかというのを知り、日派の国会議員の発言なんです。ちよつとしたことにすぐ反応してやるといふことですから、逆にアメリカから言わせると、いま正森議員が指摘したように、日本はたまたかという動かない、圧力をかけなければやらないというふうなことも言われるのであつて、私たちは、もう少し冷静にアメリカの議会の動きというものをとらえていかなければ

ばいけないと思うわけですが、

そこで、外務省を中心としていろいろPR活動をやつておられると思うのですが、本場に理解をしている国会議員もたくさんいるわけなんです。ですから、モンデール前副大統領を初め関係のセクションの国会議員に対しては、これはもちろん日本の国会議員も働きかける必要がありますけれども、政府も各省を通じて一つのこうしたパーセプションギャップを埋めるためのPR活動をもつと積極的に行うべきだと思ひますが、ひとつ大蔵省としてもその見解を明らかにしたいと思ひます。

○竹下國務大臣 これも御説のとおりでございます。小杉委員もお感じになっておられるとおり、向こうは一つは小選挙区制もございします。日本は中選挙区だから、ある意味において地域エゴが少なくないから、中選挙区とはどういふものか教えてくれ、私が選挙の講義に行きましたときに、そういう質問を受けたことがあつて、ちよつと答弁に困つたことがあります。向こうで見れば、恐らくカリフォルニア州ぐらいがみんな選挙区だ。島根県とカリフォルニアと同じぐらいに思つていたんじゃないかなと思つたわけでありまして、が、ある意味において、小選挙区を持つ弊害というものが非常に規制が案であるということ。たつた二人解雇されたことに對する反対のための法律案も、提出することだけに意義を持つて、そういうことが行われるということもございします。

したがつて、私は、議員外交の問題でございしますとか、あるいはそれぞれが姉妹都市関係とか姉妹州関係とか、そういうものを結んでいかなければ、何分ユニテッドステーツでございしますから、マンツーマンでやらぬと、全米を代表するワシントンだけでは話のつかない問題もある。そういう意味において、これからの日本外交、なかなか経済摩擦等につきましましては、地域の問題が多に思つておられます。

○小杉委員 いままで市場開放策として第一弾、第二弾、第三弾とやってきたわけですが、これはほとんど先進諸国に向けてでありましたが、私はむしろ、関税に関しては、日本が防衛負担が少ないとかいろいろ言われるわけですが、これはGNPに対して日本が負担している防衛費にしてもあるいは対外経済援助、こういうものが少ないということが一つや五に上がっているわけですから、私は、むしろこういう先進諸国よりも開発途上国、特にその中でも一番貧しい国々に対する関税の引き下げというものをもっと積極的にやるべきじゃないかと思うのです。

たとえばスリランカ、かつてはセイロンと言いましたけれども、スリランカという国は、日本の所得の数十分の一という貧しい国でありまして、その国の輸出額の大体六〇％を紅茶に頼っている国なんです。彼らは、紅茶の葉っぱをイギリスに輸出をして、あるいは日本に輸出してやっているわけですが、たとえば、関税局のお話を私は個人的に聞きましたけれども、紅茶の関税については、いまイギリスからたとえばリプトンとかそういうものを輸入しますと、二〇％の関税がかかる。それから、葉っぱだけの場合は五％だと言いますが、スリランカから輸入する場合には、最恵国待遇で特惠関税ですか、これで製品で四四％、それから葉っぱで二・五％ということ、相当先進国よりも優遇をしていますけれども、この場合もちょっと不思議に思うのは、葉っぱの場合には確かに先進国の半分の関税になっていますけれども、製品の輸入の場合には七割の関税になっているわけですね、やはりこういう途上国はできるだけ付加価値をつけて輸出額をふやしたいというわけですから、製品の輸入に對しても、たとえば葉っぱと同じように先進国の半分くらいまで引き下げてほしいんじゃないか。

これは、ほんの一例ですけれども、そういう点において、開発途上国特に最貧国という国々に対しては、もっときめ細かな配慮をやってしかるべきじゃないか。こうやって先進国に対しては

第一弾、第二弾、第三弾と手厚いほど、むしろ過剰なほどに関税引き下げをやっているのに、途上国に対しては比較的鈍いんじゃないか。言われなければやらないという姿勢はいかぬじゃないかと思うのですけれども、そういう点に關して、私はもっと積極的にやっていただきたいと思うのです。

○竹下國務大臣 いわゆる後発開発途上国、L L D Cに對しては、昭和五十五年度から特惠対象物品に對して、原則として特惠関税率を無税とするなどの特惠特別措置を講じておるわけでございます。だから、L L D Cに對する対策について、今後とも国内関連産業の影響に十分配慮しながらも、それはただO D Aの予算をふやすだけが能いじゃないと私も思っております。

ただ、スリランカの紅茶の問題というのは、あれは日本スリランカ協会でございますが、五島昇さんと瀬島さんでございまして、結局、嗜好に合わないの、こちらから日本向けの嗜好に合うようなプラント技術等と協調してその打開を図られるような努力がされておるといふように、これは最近承った話でございます。

○小杉委員 時間が来たからやめますが、いまの大蔵大臣の御答弁ですが、そういうプラント輸出をして、日本人の好みに合ったようにして製品として輸入をするという方法は、私は大変結構だと思ふのです。ただ、その関税のことですね、やはり葉っぱと同じように半分以上まで考えてもしるべきじゃないか。そのことによつてもっと輸入量をふやしてあげられるんじゃないかということとを申し添えまして、終わりたいと思います。

○森委員長 これにて本案に對する質疑は終了いたしました。

○森委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多数。よつて、法案は原案のとおり可決いたしました。

○森委員長 ただいま議決いたしました本案に對し、大原一三君外四名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ・民主連合五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。伊藤茂君。

○伊藤茂君 たいだいま議題となりました関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。本附帯決議案は、政府に對し、関税率の引き下げに伴い影響を受ける農林水産業等の国内産業への配慮、開発途上国に對する国際金融協力への対応及び経済技術協力の充実並びに通関制度等の見直しによる税関業務の効率化等について特段の努力を要請するものであります。

個々の事項の趣旨につきましては、法案審査の過程において明らかにされておりますので、その説明は案文の朗読によりかえさせていただきます。関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に對する附帯決議（案）

政府は、左記事項について配慮すべきである。

一 関税率の引下げに当たつては、国内産業への影響を十分考慮し、特に農林水産業、中小企業の体質改善を図るとともに、国民経済的観点に於て国民生活の安定に寄与するよう努めること。

一 最近における開発途上国の累積債務の増大

にかんがみ、これらの国の経済再建のための国際金融協力への対応に十分配慮すること。

一 政府開発援助に關する新中期目標のもとに、開発途上国への経済・技術協力の一層の充実を図るよう特に配慮すること。

一 税関業務の増大、複雑化にかんがみ、不斷に通関制度等の見直しを行うことにより、その効率的、重点的運用に努めること。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多数。よつて、本案に對し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に對し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。塚原政務次官。

○塚原政務次官 たいだいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと存じます。

○森委員長 お諮りいたします。

たいだいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時一分散会

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
別表の付表第三号中「四〇%」を「三五%」に改め、同表第四号及び第五号を次のように改める。

四	五
革製ハンドバッグ(一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額を超えるものに限る。)	次に掲げる物品 (1) 香水 (2) 貴金属、これを張つた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いた身辺用細貨類、細工品その他の製品(理化学用又は工業用のものを除く。)及び貴金属をめつした身辺用模造細貨類で、一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額を超えるもの
第四二・〇二号の二又は二の(一)	第三三・〇六号の二 第七一・一二号、第七一・一三、第七一・一四、第七一・一五、第七一・一六号の二又は第七一・一六号の二 第九五・〇五号の二の(一) 第九八・一〇号

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第六条の二中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第六条の三中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条に次の一号を加える。

三 政令で定める営農作業のために使用する機械類(当該営農作業の生産性の向上のために欠くことができないものに限る。)

第六条の四中「昭和五十八年三月三十一日までに」を「昭和五十九年三月三十一日までに」に、「安定基本計画において」を「安定基本計画に基づき」に、「行へべきものとされている」を「行つた」

第一類第五号 大蔵委員会議録第十三号 昭和五十八年三月二十三日

に改め、「合計数量に」の下に「同計画に基づき同年四月一日から六月三十日までの間に処理を行へべきものとされている設備に係るアルミニウムの塊の年間生産能力の合計数量を加えた数量に」を加える。

第七条第一項及び第四項並びに第七条の二第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第八条を削り、第七条の五第二項中「第八条の二」を「次条」に改め、同条を第八条とし、第七条の四を第七条の五とし、第七条の三の次に次の一条を加える。

(中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付)

第七条の四 石油業法(昭和三十三年法律第二十八号)第二条第四項に規定する石油精製業を営む者(以下この項において「石油精製業者」という。)が、本邦において関税納付済み原油等から製造された常圧蒸留重質軽油、常圧蒸留残油その他の政令で定める原料油(以下この条において「原料油」という。)を、税関長の承認を受けた製造工場、昭和五十九年三月三十一日までに、第一号に掲げる装置に投入して同号に定める石油製品を製造した場合又は第二号に掲げる装置に投入して同号に定める石油製品でその残留炭素割合が政令で定める率以上のもの(以下この条において「高炭素重質油」という。)を製造した場合若しくは同号に掲げる装置に投入して同号に定める石油製品でその残留炭素割合が当該政令で定める率に満たないもの(以下この条において「低炭素重質油」という。)を製造した後これに高炭素重質油とするための調製その他の政令で定める調製(以下この条において単に「調製」という。)を加えた場合には、政令で定めるところにより、第一号に定める石油製品にあつては、その製造された数量につき一キロリットル当たり三百五十円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、第二号に定める石油製品にあつては、その製造された高炭素重質油の数量又はその製造後調製が加えられた低炭素重質油の数量に粘度緩和率(同号に定める石油製品の動粘度が当該石油製品の原料油の動粘度に対して低下した割合に見合うものとして政令で定める算式により計算して得た割合をいう。)を乗じて得た数量(以下この条において「粘度緩和調整済み数量」という。)につきそれぞれ一キロリットル当たり三百円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、当該石油精製業者に(当該石油精製業者が当該原料油の原料となつた関税納付済み原油等に係る関税の納税者でない場合にあつては、当該関税納付済み原油等につき当該石油精製業者が当該関税を納付したものとみなして、当該石油精製業者に)還付する。

一 水素化分解装置、接触脱ろう装置、直接式水素添加脱硫装置、間接式水素添加脱硫装置その他政令で定める装置 中間留分たる石油製品(政令で定める規格を有するものに限る。)

二 減圧残油水素添加脱硫装置、直接式水素添加脱硫装置、間接式水素添加脱硫装置その他政令で定める装置 重質油たる石油製品(その動粘度が当該石油製品の原料油の動粘度よりも低いものであつて、政令で定める規格を有するものに限る。)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 残留炭素割合 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条第一項に規定する日本工業規格(次号において「日本工業規格」という。)に定める石油製品残留炭素分試験方法による測定をした場合における石油製品の残留炭素分の重量の当該石油製品の全重量に対する割合をいう。

二 動粘度 日本工業規格に定める石油製品の動粘度試験方法による測定をした場合において石

油製品につき算出される当該石油製品の粘度を密度で除して得た値をいう。

3 第一項の規定は、直接式水素添加脱硫装置又は間接式水素添加脱硫装置により同項第一号に定める石油製品の製造が行われた場合又は同項第二号に定める石油製品で高炭素重質油であるものの製造が行われた場合若しくは同号に定める石油製品で低炭素重質油であるものの製造が行われた後これに調製が加えられた場合であつて、これらのそれぞれの装置に係る月中の同項第一号に定める石油製品の製造数量と同項第二号に定める石油製品の粘度緩和調整済み数量とを合算した数量を、同月中に当該それぞれの装置に投入した原料油の数量で除して得た値が、それぞれ大蔵省令で定める割合を超えない場合においては、適用しない。

4 第一項の規定による還付を受けようとする者は、同項第一号に定める石油製品にあつては月中の製造数量、同項第二号に定める石油製品にあつては月中の高炭素重質油の製造数量、調製を加えた低炭素重質油の数量及びこれらの粘度緩和調整済み数量のほか政令で定める事項を記載した届出書を、同項第一号に定める石油製品にあつてはこれを製造した月の、同項第二号に定める石油製品にあつては高炭素重質油を製造した又は低炭素重質油に調製を加えた月の翌月十五日までに、同項の製造工場を所轄する税関に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

第九條第一項中「第七條の四第一項若しくは第八條第一項」を「若しくは第七條の五第一項」に、「第七條の四第一項又は第八條第一項」を「又は第七條の五第一項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十條第一項中「前条第一項ただし書」を「前条ただし書」に、「同項」を「同条」に改め、同項第一号中「第七條の四第一項又は第八條第一項」を「又は第七條の五第一項」に改め、同条第二項を削る。

第十條の二中「第七條の四第一項若しくは第八條第一項」を「若しくは第七條の五第一項」に改める。

第十一條第一項中「第七條の五」を「第八條」に、「第七條の四第一項若しくは第八條第一項」を「若しくは第七條の五第一項」に、「若しくは第七條の三第一項」を「第七條の三第一項若しくは第七條の四第一項」に、「及び第七條の三第一項」を「第七條の三第一項及び第七條の四第一項」に改める。

第十二條第一項中「又は第七條の三第一項」を「第七條の三第一項又は第七條の四第一項」に改める。

別表第一第二〇二・〇二号中	(1) 七面鳥	一〇%
	(2) あひる	一六%
	(3) その他のもの(鶏を除く。)	一六%

別表第一第二〇三・〇一号中	B その他のもの	五%
---------------	----------	----

A	にしん(クルベア属の魚)及びその卵、たら「ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚」及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエンゲラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コロラビス属の魚)のうち	に改める。
	にしんの卵(冷凍のものに限る。)	五%
B	その他のもの	五%

別表第一第二〇三・〇二号中	(2) その他のもの(たら「ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚」のもの及びこんぶかずのこを除く。)	七・五%
---------------	---	------

(3) (2) さけ又はますのもの	七・五%
その他のもの(たら「ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚」のもの及びこんぶかずのこを除く。)	四%

別表第一第二〇八・〇一号中	カシューナット以外のもの	一〇%
---------------	--------------	-----

(1) ココヤシの実及びブラジルナット	一〇%
(2) その他のもの(カシューナットを除く。)	六%

別表第一第二〇八・〇二号中	三 グレープフルーツ	二〇%
---------------	------------	-----

一 レモン及びライム	五%
三 グレープフルーツ	二〇%
(1) 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの	に改める。

別表第一第二〇八・〇四号中	二 干しぶどう	一〇%
(1) かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの (容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限定。)		五%
(2) その他のもの		五%

一 生鮮のものうち 毎年十一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	一三%
二 干しぶどう	に改める。
(1) 缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。）	六%
(2) その他のもの	二%

別表第一第〇八・〇五号を次のように改める。

〇八・〇五	ナット（生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）	二〇%
	二 くるみ	四%
	四 その他のものうち	一〇%
	(1) 甘扁桃	一二%
	(2) ヘーゼルナット	一六%
	(3) マカダミアナット	
	(4) ピスタチオナット及びペカン	

別表第一第〇八・〇九号及び第〇八・一〇号を次のように改める。

〇八・〇九	その他の果実（生鮮のものに限る。）	四%
	(1) パパイア	八%
	(2) キウイフルーツ	一〇%
	(3) その他のもの	三五%
〇八・一〇	冷凍果実（あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。）のうち	一〇%
	(1) パイナップル	
	(2) ベリー（ストロベリーを除く。）	

別表第一第〇八・一二号中「一〇%」を「四%」に改める。

別表第一第二・〇三号中	四 その他のもの	五%
	(1) タマリンドの種	を

一 野菜の種	無税
四 その他のもの	に改める。
(1) タマリンドの種	五%

別表第一第一四・〇五号中「除虫菊かす」の下に「及びナットの殻（ナットの殻にあつては、粉碎

してあるかどうかを問わない。」を加える。

別表第一第一五・〇二号の次に次の一号を加える。

一五・〇三	ラードステアリン、オレオステアリン及びタローステアリン並びにラード油、オレオ油及びタロイ油で乳化、混合その他の調製をしてないもの	五%
-------	--	----

別表第一第一五・〇五号中

一 ウールグリース	二・五%
二 その他のもの	に改める。

別表第一第一五・〇七号中

一 大豆油	二・五%
(一) 酸価が〇・六を超えるもの	五%
(二) その他のもの	に改める。

一 大豆油	一キログラムにつき一七円
(一) 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
(二) その他のもの	に

三 菜種油及びからし種油	一キログラムにつき一七円
(一) 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
(二) その他のもの	を

三 菜種油及びからし種油	一キログラムにつき一七円
(一) 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
(二) その他のもの	を

(一) その他のもの		七円 一キログラムにつき二〇円七〇銭	に、
五 綿実油のうち 酸価が〇・六を超えるもの		一キログラムにつき一七円 八%	を
八 パーム油及びパーム核油		一キログラムにつき一七円 九%(その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	に、
七 やし油		一キログラムにつき一七円 九%(その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	を
五 綿実油		一キログラムにつき一七円 九%(その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	に、
八 パーム油及びパーム核油		一キログラムにつき一七円 九%(その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	を
一〇 ひまし油		一キログラムにつき一七円 九%(その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	に、
一四 その他のもの (一) 酸価が〇・六を超えるもの		一キログラムにつき一七円 九%(その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	を
(二) その他のもの		一キログラムにつき一七円 九%(その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	に、
一四 その他のもの (一) 酸価が〇・六を超えるもの (1) とうもろこし油		一キログラムにつき一七円 九%(その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	を
(2) その他のもの		一キログラムにつき一七円 九%(その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	に、

(一) その他のもの		七円 一キログラムにつき二〇円七〇銭	に、
別表第一五・〇八号中「二二%」を「五%」に改める。 別表第一五・一〇号中「六%」を「五%」に改める。		一キログラムにつき二〇円七〇銭	に、
別表第一七・〇四号中「二二%」を「五%」に改める。 (二) その他のもの		一キログラムにつき二〇円七〇銭	に、
別表第一八・〇五号中「二五%」を「二一・五%」に改め、同号の次に次の一号に加える。 一八・〇六 チョコレートその他ココアを含有する調製食品 一 チョコレート菓子		一六% 二〇%	に改める。
別表第一九・〇二号中「二二%」を「二一・五%」に改め、同号の次に次の一号に加える。 (1) ケーキミックス以外のもの (2) ケーキミックス(小売容器入りのもので、容器とものの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)		一六% 二〇%	に改める。
別表第一九・〇七号の次に次の一号を加える。 一九・〇八 パイ、ビスケット、スポンジケーキ、クッキーその他これらに類するベーカリー製品(ココアを含有しているかどうかを問わない。) 一 砂糖を加えたものうち ビスケット、クッキー及びクラッカー(あられ、せんべいその他の米菓を除く。) 二 その他のものうち ビスケット、クッキー及びクラッカー(あられ、せんべいその他の米菓を除く。)		二四% 二〇%	に改める。

別表第一第二〇・〇二号中「かん詰、びん詰」を「缶詰、瓶詰」に、

もの
入りのもので、容
一個の重量が一〇
ム以下のもの

一六％

を

(5) ライプオリブ（気密容
器入りのもので、容器と
もの一個の重量が一〇キ
ログラム以下のものに限
る。）

(6) その他のもの

(i) 気密容器入りのもので、
容器ともの一個の重量
が一〇キログラム以下
のもの

九％

に

一六％

改める。

別表第一第二〇・〇三号中

パイナップル以外のもの

二八％

を

(1) サワーチェリー及びベリー
(2) その他のもの（パイナップルを除く。）

二三％
二八％
に改める。

別表第一第二〇・〇五号中「二三％」を「二八％」に改める。

別表第一第二〇・〇六号中

1 砂糖を加えたもの（かん詰、び
ん詰又はつぼ詰のものに限
る。）

二〇％

を

i 砂糖を加えたもの（缶詰、瓶詰又はつぼ詰のものに限る。）
容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの（桃
に限る。）
ii その他のもの

一五％
一八％

に、

「かん詰、びん詰」を「缶詰、瓶詰」に、

(3) ミックスドフルー
ツ、フルーツサラ
ダ及びフルーツカ
クテル

二〇％

を

(3) ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル

一四％

に、

1 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの

一六％

1 缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもの

一五％

ii 桃

一六％

「パルプ状にしたもの（かん詰、びん詰）を「パルプ状にしたもの（缶詰、瓶詰）」に、

(3) ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル

一六％

(3) ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル

一四％

(i) パルプ状にしたもの

二〇％

(ii) その他のもの

一六％

(i) パルプ状にしたもの以外のもの

一六％

1 マカダミアナット並びにいた苦扁桃仁及び
扁桃仁

一〇％

2 いたたペカン

一一・八％

3 その他のもの

一六％

(ii) パルプ状にしたもの

二〇％

別表第一第二〇・〇七号を次のように改める。

二〇・〇七

果汁（ぶどう搾汁を含む。）及び野菜ジュース（砂糖を加えて
あるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコ
ールを含有するものを除く。）

一 果汁

(i) その他のもの

(1) レモンジュース（しよ糖の重量が全重量の一〇％
以下のものに限る。）

一〇％

(2) ライムジュース（しよ糖の重量が全重量の一〇％
以下のものに限る。）

二〇％

二 野菜ジュース

(i) 砂糖を加えたもの

一三・五％

(ii) トマトジュース以外のもの

一三・五％

(iii) その他のもの

一三・五％

(1) 混合野菜ジュース

一一％

(i) 気密容器入りのもの

九％

(ii) その他のもの

九％

(2) その他のもの（トマトジュース以外のものに限る
ものとし、気密容器入りのものを除く。）

二二％

別表第一第二一・〇二号中「二 その他のもの」 一四％を

「二 その他のもの」 一〇％に改める。

別表第一第二一・〇四号中「(1) フレンチドレッシング及びサラダドレッシング」 二〇％を

「(1) フレンチドレッシング及びサラダドレッシング」 一五％に改める。

別表第一第二一・〇六号の次に次の一号を加える。

二一・〇七 調製食料品(他の号に該当するものを除く。)

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもののうち

ピーナツバター

(二) その他のもの

B その他のもの

(b) その他のもののうち

(1) 植物性たんぱく

(2) チューインガム

一七・五％
一〇％

二五％

別表第一第二二・〇九号中「三八五円」を「三四五円」に、「四五五円」を「四〇七円」に改める。

別表第一第二四・〇二号中「A 紙巻たばこ」 三五％を
B 葉巻たばこ 三五％を

A 紙巻たばこ

B 葉巻たばこ

一〇％及び
一、〇〇〇
本につき三
四二円
二〇％
に、「六〇％」

を「三五％」に、「七％」を「四％」に、「一八〇％」「一七〇％」及び「一九〇％」を「一五〇％」に、「五〇％」を「四〇％」に改める。

別表第一第二五・〇四号中「九・六％」を「無税」に改める。

別表第一第二九・〇一号中「(一) プタジエン」 一六％を

「(一) プタジエン」 無税に改める。

別表第一第二九・〇五号中「四〇％」を「二八％」に、「一二二〇円」を「九〇〇円」に改める。

別表第一第三五・〇四号中「二六％」を「一〇・四％」に改める。

別表第一第三七・〇一号中

一 エックス線用のもの 一％
二 その他のもの 一％
(一) カラープレート及びカラーフィルム 九％
(二) その他のもの

一 エックス線用のもの

二 その他のもの

(一) カラープレート及びカラーフィルム
(二) その他のもの

八・二％
四％
七・二％
に改める。

別表第一第三七・〇二号を次のように改める。

三七・〇二

感光性のロール状フィルム(露光してないものに限るものと
し、パーフォーレーションを有するかどうかを問わない。)

一 映画用フィルム

(一) カラーフィルム

A フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、
反転現象方式のもの

B その他のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) エックス線用のもの

(二) カラーフィルム

(三) その他のもの

四％
四％
七・二％
八・二％
四％
七・二％

(一) ニュース用のもの

別表第一第三七・〇四号中

一メートル
(その端数
は、一メー
トルとす
る。以下こ
の類におい
て同じ。)
につき八円

(一) ニュース用のもの
(1) フィルムの幅が三五ミリメートルのもの

一メートル
(その端数
は、一メー
トルとす

(2) その他のもの

る。以下この類において同じ。）
につき八円
一メートル
につき三円

「四円」を「一円五〇銭」に、「一メートルにつき八円」を「一メートルにつき三円」に、「一〇円」を「七円五〇銭」に、「二円」を「九円」に、「四〇円」を「一五円」に、「二四％」を「七・二％」に改める。

別表第一第三七・〇五号中「二四％」を「七・二％」に改める。

別表第一第三七・〇七号を次のように改める。

三七・〇七

映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものと
し、サウンドトラックを有するか、又はサウンドトラックの
みであるかどうかを問わない。）

一 ニュース用のもの

(一) フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもの

A サウンドトラックフィルム

一メートル
につき七円
五〇銭

B その他のもの

(二) その他のもの

A サウンドトラックフィルム

(1) フィルムの幅が三五ミリメートルのもの

(2) その他のもの

一メートル
につき九円
一メートル
につき一五
円

B その他のもの

(1) フィルムの幅が三五ミリメートルのもの

(2) その他のもの

二 その他のもの

一メートル
につき八円
一メートル
につき三円

(一) フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの

A サウンドトラックフィルム

一メートル
につき七円
五〇銭

B その他のもの

一メートル
につき一円
五〇銭

(二) フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇ミリ
メートル以下のもの

A サウンドトラックフィルム

一メートル
につき七円
五〇銭

B その他のもの

一メートル
につき七円
五〇銭

(三) フィルムの幅が三〇ミリメートルを超え、四〇ミリ
メートル以下のもの

A サウンドトラックフィルム

一メートル
につき九円

(2) その他のもの

B その他のもの

一メートル
につき九円

(四) フィルムの幅が四〇ミリメートルを超えるもの

A サウンドトラックフィルム

一メートル
につき一五
円

B その他のもの

一メートル
につき三〇
円

別表第一第三八・一九号中「二」

(三) その他のもの

四％を

(三) その他のもの

(1) 自動車の排気ガス浄化用のもの
(2) その他のもの

二・五％
に改める。

別表第一第三九・〇一号中「二」

(二) その他のもの

一六％を

(一) その他のもの (1) シリコンのもの (2) その他のもの	七・二% に、 一六% 及び
(二) シリコンのもの (三) シリコンのもの (四) シリコンのもの	一六% 及び 二四% を
(一) シリコンのもの (二) シリコンのもの (三) シリコンのもの	一七・二% に改める。 五・八% を
別表第一第四〇・一一号中 (i) 乗用自動車(バスを除く。)用のもの(新品のものに限る。)	五・八% を
(i) 新品のもの 別表第一第四四・二六号中「二五%」を「四%」に改める。	四% に改める。
別表第一第四四・二八号中 (一) 貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴金屬、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの (二) その他のもの A 紅木、したん、こくたん又はびやくたんを用いたもの	二二% を 八% に改める。
(一) 貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴金屬、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの (二) その他のもの A 紅木、したん、こくたん又はびやくたんを用いたもの	六・二% に改める。 六・二% を
別表第一第四八・〇一号中 (一) 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。) (二) 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。)	一二% を 八% を
(一) 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。) (二) 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。)	一二% を 八% を
(一) 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。) (二) 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。)	一二% を 八% を
(一) 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。) (二) 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。)	一二% を 八% を
(一) 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。) (二) 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。)	一二% を 八% を
(2) その他のもの (四) 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。) (1) 白板紙、クラフト板紙及びクラフトライナー (2) その他のもの	一二% に改める。 五・九% 八%
別表第一第四八・〇五号中「二二%」を「四・二%」に改める。 別表第一第四八・〇七号中 (i) その他のもの	八% を
(1) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)(以外のもの(歴書物質を塗布したもの及びバライタペーパーを除く。)) (2) その他のもの	五・一% 八% に改める。
別表第一第六一・〇二号中 一 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石又は真珠を用いたもの	三三% を
別表第一第六一・〇五号中「二四%」を「二・七%」に改める。 別表第一第六一・〇六号中 一 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石又は真珠を用いたもの	三三% に改める。 三三% を
(1) 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石又は真珠を用いたもの (2) 毛皮付きのもの (3) その他のもの	三三% 一四% に改める。
別表第一第六一・〇五号中「二四%」を「二・七%」に改める。 別表第一第六一・〇六号中 一 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石又は真珠を用いたもの	三三% に改める。 三三% を
(1) 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石又は真珠を用いたもの (2) 毛皮付きのもの (3) その他のもの	三三% 一四% に改める。
(1) 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石又は真珠を用いたもの (2) 毛皮付きのもの (3) その他のもの	三三% 一四% に改める。
(1) 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石又は真珠を用いたもの (2) 毛皮付きのもの (3) その他のもの	三三% 一四% に改める。
(1) 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石又は真珠を用いたもの (2) 毛皮付きのもの (3) その他のもの	三三% 一四% に改める。

別表第一第六一・一一号中
一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの
一六%

一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの
一六%
(1) 毛皮付きのもの
(2) その他のもの
(i) 女子用のカラー、タッサー、フアラル、ボディスフロント、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨークその他これらに類する衣類の付属品及びトリミング（ししゅうしたもの、レース製のものと及びレースを用いたものを除く。）
一〇・三%
(ii) その他のもの
一一・二%
に改める。

別表第一第六五・〇三号中「三二%」を「九・二%」に改める。
別表第一第六五・〇四号中「三二%」を「七・九%」に改める。
別表第一第六六・〇二号中「一六%」を「六・六%」に改める。
別表第一第六六・〇三号中「二」その他のもの
八%
に改める。

一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの
八%
二 その他のもの
八%
に改める。

別表第一第七〇・〇八号を次のように改める。
七〇・〇八 安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。）
(1) 自動車用の合わせガラス
五・五%
(2) その他のもの
二〇%
を

別表第一第七〇・一三号中
(1) ガラスセラミックス製のものと及びその製造の用に供するもの
六%
(2) その他のもの
八%
(i) コップ類（貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。）
八%
(ii) その他のもの
一二%
を

(1) ガラスセラミックス製のものと及びその製造の用に供するもの以外のもの（コップ類（貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。）以外のものに限る。）
七・二%
(2) その他のもの
五・八%
に改める。

別表第一第七一・〇二号中「二」その他のもの
(i) その他のもの
(1) ダイヤモンドのもの
無税
(2) その他のもの
四%
に改める。

別表第一第七一・〇三号中「二」その他のもの
(1) 水晶のもの
一・九%
(2) その他のもの
一六%
に改める。

別表第一第七一・一四号中「二〇%」を「三・八%」に改める。
別表第一第七四・一五号中「一」貴金属をめつきたもの
一六%
に改める。

別表第一第七四・一八号中「二六%」を「六・二%」に改める。
別表第一第七四・一九号中「一」貴金属をめつきたもの
一六%
に改める。

別表第一第七五・〇四号中「二六%」を「無税」に改める。
別表第一第七五・〇六号中「一」貴金属をめつきたもの
一六%
に改める。

別表第一第八二・〇九号中「三二%」を「六・一%」に改める。
別表第一第八二・一三号中「一」貴金属をめつきた金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの
三二%
を

一 貴金属をめつきた金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの
六・一%
(1) 刃物（ペーパーナイフその他これに類する物品を除く。）
に改める。

— (2) その他のもの		六・六%
別表第一第八二・一四号及び第八二・一五号中「三三%」を「六・六%」に改める。		
別表第一第八三・〇一号中「三三%」を「六・二%」に改める。		
別表第一第八三・〇二号中「一六%」を「六・二%」に改める。		
別表第一第八三・〇六号中「一六%」を「六・六%」に改める。		
別表第一第八三・〇九号中「一 貴金屬をめつきしたもの		二〇%」を
— 貴金屬をめつきしたもの		
(1) ビーズ及びスパングル	二〇%	に改める。
(2) その他のもの	六・六%	
別表第一第八四・〇一号中「一六%」及び「一二%」を「無税」に改める。		
別表第一第八四・〇二号中「一二%」を「無税」に改める。		
別表第一第八四・〇五号中		
— (一) 蒸気タービン		
(1) 出力(クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力)が四〇〇、〇〇〇キロワットに満たないもの	一〇% 八%	を
(2) その他のもの		
— (二) 蒸気タービン		
及び「一二%」を「無税」に改める。		無税」に、「九・五%」
別表第一第八四・〇六号中「四 その他のもの		一二%」を
— (四) その他のもの		
(1) 陸用のもの(出力が五〇〇馬力以下のものに限る。)	無税	に改める。
(2) その他のもの	一二%	
別表第一第八四・〇七号中「一二%」及び「九・五%」を「無税」に改める。		
別表第一第八四・一〇号中「(二) 液体ポンプ(一)に掲げるものを除く。)		六%」を
(二) 液体ポンプ(一)に掲げるものを除く。)		
(1) かじ取り倍力装置用油圧ポンプ(ペーン式又はギヤ式のもので、バス以外の乗用自動車用のものに限る。)	無税	に改める。
(2) その他のもの	六%	
別表第一第八四・一二号中「二 その他のもの		四%」を
— (二) その他のもの		
(1) 定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの	無税	に改める。
(2) その他のもの	四%	
別表第一第八四・一五号中「一 冷蔵庫		四%」を
— 冷蔵庫		
(1) 有効内容積が〇・八立方メートル以下のもの(冷凍専用のものにあつては、有効内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。)	無税	に改める。
(2) その他のもの	四%	
別表第一第八四・四〇号中「洗たく機」を「洗濯機」に、		
— (一) 電気洗濯機及びその部分品		
(1) 電気洗濯機(洗濯できる能力が一回につき乾燥した繊維製品の重量で八・五キログラム以下のものに限るものとし、ドラム式又はコインオペレート式のものを除く。)	無税	に改める。
(2) その他のもの	一二%	
— (二) その他のもの		
(1) 乾燥機(乾燥できる能力が一回につき乾燥した繊維製品の重量で六キログラム以下のものに限るものとし、コインオペレート式のものを除く。)	無税	
(2) その他のもの	六%	
別表第一第八四・四五号を次のように改める。		
八四・四五 金属又は金属炭化物の加工機械(第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。)		

- 一 工作機械
- (一) 数値制御式のものの
- (二) その他のものの
- (一) 数値制御式のものの
- (二) その他のものの

無税
無税
無税
無税

別表第一第八四・五二号を次のように改める。

八四・五二

計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機
その他これらに類する計算機を有する機械

一 電子式デジタル計算機

- (1) 計算機本体並びに磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限り。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機
- (2) その他のもの

二 その他のもの

- (一) 金銭登録機（電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して作動する機能を有し、かつ、独立して作動する機能を有するものに限り。）
- (2) 計算機のうち
- (i) 電動式以外のもの
- (ii) その他のもの（三則以上の計算機を有するものを除く。）

(二) その他のもの

- (1) 金銭登録機（五個以上の集計装置を有するものに限り。）
- (2) 計算機及び簿記会計機以外のもの

(3) 簿記会計機のうち

- (i) 電子式のものの
- (ii) その他のもの（三則以上の計算機を有するものに限り。）
- (4) その他のもの

(3) 簿記会計機のうち

- (i) 電子式のものの
- (ii) その他のもの（三則以上の計算機を有するものに限り。）
- (4) その他のもの

二

(1) 中央処理装置

磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限り。）及び磁気カード式記憶機並びにこれら

一〇・五%

七・二%

五・七%

三・六%

四・二%

四・九%

六%

を

- (1) 中央処理装置
- (2) その他のもの

(3) らに使用する制御機
その他のもの

四・九%
一七・五%
に改める。

別表第一第八四・五五号を次のように改める。

八四・五五

第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）

- (1) 第八四・五二号に該当する機械のもの（電子式計算機機械のもの又は第八四・五二号の二の(一)に掲げる金銭登録機のものを除く。）
- (2) 電子式計算機、電子式自動データ処理機械若しくはこれらを構成する機器又は第八四・五二号の二の(一)に掲げる金銭登録機のもの
- (3) その他のもの

(1) 第八四・五二号に該当する機械のもの（電子式計算機機械のもの又は第八四・五二号の二の(一)に掲げる金銭登録機のものを除く。）

(2) 電子式計算機、電子式自動データ処理機械若しくはこれらを構成する機器又は第八四・五二号の二の(一)に掲げる金銭登録機のもの

(3) その他のもの

四・二%
四・九%
一二%

別表第一第八四・五八号中「一六%」を「無税」に改める。

別表第一第八四・五九号中

六 原子炉及びその部分品

一二%

を

六 原子炉及びその部分品

- (1) 原子炉用核燃料要素及びその集合体
- (2) その他のもの

七・二%
六・五%
に改める。

一 発電機

別表第一第八五・〇一号中

- (1) 出力（クロスコンパウンド型蒸気タービン用のものにあっては、合計出力。以下この号において同じ。）が四〇〇、〇〇〇キロワット以上のもの
- (2) 出力が四〇〇、〇〇〇キロワットに満たないもので、原動機（蒸気タービンを除く。）と結合したもの

八%
一〇%

を

一 発電機

無税

に改め、

	(3) その他のもの	六%	を削り、
	「二%」及び「六%」を「無税」に改める。		
別表第一第八五・〇二号を次のように改める。			
八五・〇二	電磁石、永久磁石及び永久磁石用の特殊材料の製品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クラブ、万力その他これらに類する加工物保持具並びに電磁式のクラッチ、カップリング、ブレーキ及びリフティングヘッド	(1) 電磁石	無税
		(2) その他のもの	一二%
別表第一第八五・〇四号を次のように改める。			
八五・〇四	蓄電池	(1) 鉛蓄電池	五・八%
		(2) その他のもの	一六%
別表第一第八五・〇五号中「二%」を「無税」に改める。			
別表第一第八五・〇六号中「床みがき機」を「床磨き機」に、「四%」を「無税」に改める。			
別表第一第八五・〇八号中	(一) 発電機及び電動機	(1) 自動車用のもの	無税
		(2) その他のもの	六%
	(二) 部分品	(1) 自動車用のもの	無税
		(2) その他のもの	一二%
			を
(一) 発電機及び電動機			
(二) 部分品	無税		に改める。
別表第一第八五・一二号中「四%」を「無税」に改める。			
別表第一第八五・一三号を次のように改める。			
八五・一三	有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む。）	(1) 電子式交換機	五・七%
		(2) その他のもの	
	(i) 有線通信機器及び無線通信機器に原則として共通に		

	(ii) 用いる部分品並びに有線電話機器（搬送通信機器を除く。） その他のもの	四・二%	三・六%
別表第一第八五・一四号中「二%」を「無税」に改める。			
別表第一第八五・一五号中	一 ラジオ受信機（シャシを含む。）	(1) 自動車用のもの	無税
		(2) その他のもの	四%
	二 テレビジョン受像機（シャシを含む。）		四%
			を
「九・五%」を「六・五%」に、「二%」を「三・六%」に、「二・五%」を「四%」に、			
(2) その他のもの	五 一から四までに掲げる機器の部分品	五・一%	六%
	(2) その他のもの	四・二%	六%
別表第一第八五・一八号を次のように改める。			に改める。
八五・一八	固定式又は可変式の蓄電器	(1) 電力用コンデンサー	無税
		(2) その他のもの	一二%
別表第一第八五・二三号中	二 合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%	を
二 合成ゴムで被覆したもの（二に掲げるものを除く。）		無税	に改める。
(1) 自動車用高圧電線	九・五%		
(2) その他のもの			
別表第一第八七・〇一号中	(1) 公称馬力が五〇馬力以上のもの	五%	六%
	(2) その他のもの	六%	を
(1) 農業用のもの	無税		
(2) その他のもの			
(i) 公称馬力が五〇馬力以上のもの	五%		に改める。
(ii) その他のもの	六%		

別表第一第八七・〇九号中「五%」を「無税」に改める。

別表第一第九〇・〇一号中「わく」を「枠」に、「研磨」を「研磨」に、「六%」を「無税」に改める。

別表第一第九〇・〇二号中「わく」を「枠」に、「研摩」を「研磨」に、「六%」及び「二%」を「無税」に改める。

別表第一第九〇・〇三号を次のように改める。

九〇・〇三

眼鏡の柄及び枠並びにこれらの部分品

- 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属又はべつこうを用いたもの
- (1) フレーム(金属製、セルロイド製又は合成樹脂製のものを除く。)
- (2) その他のもの
- 二 その他のもの

五・三%
七・四%
一六%

別表第一第九〇・〇四号中「三三%」を「八%」に改める。

別表第一第九〇・〇五号中「六%」を「四・九%」に改める。

別表第一第九〇・〇七号中「二」

(三) その他のもの

六%を

(三) その他のもの

- (1) 使用フィルムの幅が三五ミリメートルのもの
- (2) その他のもの

無税
六%
に改める。

別表第一第九〇・一三号を次のように改める。

九〇・一三

光学機器(サーチライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。)及びレーザー(レーザーダイオードを除く。)

- (1) 光学機器並びにその部分品及び附属品
- (2) その他のもの

無税
一六%

別表第一第九〇・一七号を次のように改める。

九〇・一七

医療用又は獣医用の機器(電気式のものを含む。)

- (1) 医療用(外科用及び歯科用を除く。)の電気機器(単に電動機で動作する機器を除く。)、歯科用の機器及び外

(2) 科用の針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品
その他のもの

五・八%
四・九%

別表第一第九〇・二〇号中

一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品

二 その他のもの

六%
六%
を

一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品

二 その他のもの

- (1) 医療用のもの
- (2) その他のもの

五・八%
五・八%
四・二%

に改める。

別表第一第九一・〇一号中「六%」を「無税」に改める。

別表第一第九一・〇二号中「八%」を「無税」に改める。

別表第一第九一・〇四号中「二〇%」、「一六%」及び「一〇%」を「無税」に改める。

別表第一第九一・〇七号中「六%」を「無税」に改める。

別表第一第九一・〇八号中「二〇%」を「無税」に改める。

別表第一第九一・〇九号中「三三%」を「七・三%」に改める。

別表第一第九一・一〇号中「三三%」を「八・三%」に改める。

別表第一第九二・一一号中「四%」及び「二%」を「無税」に改める。

別表第一第九二・一二号中「二」

(二) その他のもの

六%を

(二) その他のもの

- (1) 録音用のテープ
- (2) その他のもの

四・二%
三・六%

に改める。

別表第一第九四・〇三号中

一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの

八%
を

一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの

六%
に改める。

別表第一第九六・〇一号中「三二%」を「一〇%」に改める。

別表第一第九六・〇五号中「三二%」を「六・六%」に改める。

別表第一第九七・〇六号中

二 スキー並びにその部分品及び附属品
(1) スキー
(2) 部分品及び附属品
一六%
八%
を

二 スキー並びにその部分品及び附属品
六%に改める。

別表第一第九八・〇三号中

(一) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞんげ又はべつこうを用いたもの
二〇%
を

(一) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞんげ又はべつこうを用いたもの
一〇・七%
(その率が一本につき三円一三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一一・一%
に改める。

(2) その他のもの

別表第一第九八・〇四号中「二六%」を「四・九%」に改める。

別表第一第九八・一〇号中

(1) 銀若しくは白金族の金属、これらの金属を張り若しくはめつきた金属、貴石又は半貴石を用いたもの
二二・五%
(2) その他のもの
一五%
を

(1) 携帯用ガスライター
(2) その他のライター
(3) 部分品
七%
六・二%
六・六%
に改める。

別表第一第九八・一一号中

(1) 銀若しくは白金族の金属、これらの金属を張り若しくはめつきた金属、貴石又は半貴石を用いたもの
一六%
(2) その他のもの
二〇%
を

(1) 木製の喫煙用パイプ、シガーホルダー及びシガレットホルダー
(2) その他のもの
八%
六・六%
に改める。

別表第一第九八・一二号中「二六%」を「六・六%」に改める。

別表第一第九八・一四号中「三二%」を「六・六%」に改める。

別表第一の第二二〇・二二二号、第〇八・〇九号、第一五・〇七号、第一五・〇八号、第一五・一〇号、第一八・〇五号、第二二〇・〇二二号及び第二二〇・〇三三号を削る。

別表第一の第二二〇・〇六号を次のように改める。

二二〇・〇六 その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。）
一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの

(一) その他のもの
なし（砂糖を加えたもの（缶詰、瓶詰又はつば詰のものに限る。）以外のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。）
二六・一%
(二) その他のもの
なし（パルプ状にしたものを除く。）
缶詰、瓶詰又はつば詰のもの
一五・四%
その他のもの
一八・八%

別表第一の第二二〇・〇七号及び第二二・〇二二号を削る。

別表第一の第二二・〇四号中

(三) その他のもの
フレンチドレッシング及びサ
ラダドレッシング
一六・九%
を

削る。

別表第一の二第二五・〇四号を削る。

別表第一の二第二九・〇一号中

(一) プタジエン

六・六%

を

削る。

別表第一の二第三五・〇四号中

三
その他のもの
植物性たんぱく
その他のもの

一一・三%
一一・三%

を

別表第一の二第三七・〇一号、第三七・〇二号、第三七・〇四号、第三七・〇五号及び第三七・〇七号を削る。

別表第一の二第三九・〇一号中 (二) その他のもの」を (二) その他のもののうち」に、

シリコンのもの
その他のもの

九%
六・五%

を

二
その他のもの (シリコンのものを除く。)

一 六・五%」に改め、

二 (三) シリコンのもの

一 九%」を削る。

別表第一の二第四〇・一一号中「乗用自動車 (バスを除く。用のもの (新品のものに限る。)」を「新品のもの」に改める。

別表第一の二第四四・二七号を削る。

別表第一の二第四四・二八号を次のように改める。

四四・二八

その他の木製品

一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品

(二) その他のもの

B その他のもの

五 その他のもの

(一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん (しまこくたんを除く。) のもの

七・三%

六・二%

別表第一の二第四八・〇七号中

(ウ) その他のもの
歴青物質を塗布したもの
及びパラिताペーパー
その他のもの

六・六%
六・二%

を

(ウ) その他のものうち

歴青物質を塗布したもの及びパラिताペーパー
その他のもの (印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙で、一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)

六・六%
六・二%

に改める。

別表第一の二第六一・〇二号を次のように改める。

六一・〇二

女子用又は乳幼児用の外衣類

一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたものうち
毛皮付きのもの

二〇・九%

別表第一の二第六一・〇五号を削る。

別表第一の二第六一・〇六号中

一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの

一一・一%

を

一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたものうち
貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの (綿製又は人造繊維製のものを除く。)

一一・一%」に改める。

別表第一の二第六一・一一号中「以外のもの」の下に「(毛皮付きのものに限る。)」を加える。

別表第一の二第六五・〇三号中

一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの

一四・八%

を

削る。

別表第一の二第六五・〇四号中

一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬、寶石、半寶石又は眞珠を用いたもの

一一・一%

を

削る。

別表第一の二第六六・〇二号中

一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬、寶石、半寶石、眞珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

一一・一%

を

削る。

別表第一の二第七〇・〇八号を次のように改める。

七〇・〇八

安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。）のうち自動車用の合わせガラス以外のもの

七・九%

別表第一の二第七〇・一三号を削る。

別表第一の二第七一・〇二号中

(二) その他のもの
ダイヤモンドのもの
その他のもの

三・一%
三・五%

を

(二) その他のもの
ダイヤモンドのもの以外のもの

三・五%
に改める。

別表第一の二第七一・〇三号中「合成のダイヤモンドのもの」を「合成のダイヤモンドのもの及び水晶のもの」に改める。

別表第一の二第七一・一四号中

二 その他のもの
金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。）
銀製又は白金族の金屬製のもの及び銀又は白金族の金屬を用いたもの

一三・八%
二二・六%

を

削る。

別表第一の二第七四・一五号中

(一) 貴金屬をめつきたもの

一二・三%
を

削る。

別表第一の二第七四・一八号中 一 貴金屬をめつきたもの

一一・〇・七%
を

削る。

別表第一の二第七四・一九号中

(一) 貴金屬をめつきたもの
鎖及び鎖部分品
その他のもの

一一・一%
一二・三%
を

削る。

別表第一の二第七五・〇四号中 二 ニッケル合金のもの

一八・六%
を

削る。

別表第一の二第七五・〇六号中 一 貴金屬をめつきたもの

一二・三%
を

削る。

別表第一の二第八二・〇九号中

(一) 貴金屬をめつきた金屬、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

一一・一%
を

削る。

別表第一の二第八二・一三号から第八二・一五号までの規定中 一 貴金屬をめつきた金屬、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

一一・一%
を削る。

別表第一の二第八三・〇一号中 一 貴金屬をめつきたもの

一九・九%
を

削る。

別表第一の二第八三・〇二号中 一 貴金屬をめつきたもの

一一・〇・七%
を

削る。

別表第一の二第八三・〇六号中 一 貴金屬をめつきたもの

一二・三%
を

削る。

別表第一の二第八四・〇一号、第八四・〇二号及び第八四・〇五号を削る。

別表第一の二第八四・〇六号中 四 その他のもの

一五・三%
を

四 その他のもののうち
陸用のもの（出力が五〇〇馬力以下のものに限る。）以外のもの
五・三％
に改める。

別表第一の二第八四・〇七号を削る。

別表第一の二第八四・一〇号中
その他のもの
軸流ポンプ
ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリュウポンプ（油圧ポンプを除く。）
その他のもの
四・九％
五・八％
四・五％
を

その他のもののうち
軸流ポンプ
ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリュウポンプ（油圧ポンプを除く。）
その他のもの（バス以外の乗用自動車用のかじ取り倍力装置用油圧ポンプ（ベーン式又はギヤ式のものに限る。）を除く。）
四・九％
五・八％
四・五％
に改める。

別表第一の二第八四・一二号中「コンプレッサ式」を「定格冷房消費電力が三キロワットを超えるコンプレッサ式」に改める。

別表第一の二第八四・一五号中 一 冷蔵庫 三・二％を

一 冷蔵庫のうち
有効内容積が〇・八立方メートルを超えるもの（冷凍専用のものにあつては、有効内容積が〇・八立方メートル以下のもので〇・四立方メートルを超えるものを含む。）
三・二％
に改める。

別表第一の二第八四・四〇号中「洗たく機」を「洗濯機」に、（一）電気洗たく機及び

（一）電気洗濯機及びその部分品のうち
電気洗濯機（洗濯できる能力

その部分品 五・三％
を

が一回につき乾燥した繊維製品の重量で八・五キログラム以下のものに限るものとし、ドラム式又はコインオペレーター式のもの（を除く。）以外のもの
五・三％

改める。

別表第一の二第八四・四五号を削る。

別表第一の二第八四・五二号を次のように改める。

八四・五二
計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機
その他これらに類する計算機構を有する機械
一 電子式デジタル計算機構のうち
計算機本体並びに磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機以外のもの
一五・二％

別表第一の二第八四・五三号を次のように改める。

八四・五三
自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）、及び磁気式又は光学式の読取機（他の号に該当するものを除く。）
二 その他のもの
自動データ処理機械及びこれを構成する機器
せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機（電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行う機構を自蔵するものに限る。）、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計機械及びその補助機械
その他のもの
五・三％
三・八％
四・九％

別表第一の二第八四・五五号中「電子式計算機械、電子式自動データ処理機械及びこれらを構成する機器並びに金銭登録機（第八四・五二号の二の（一）に掲げるものに限る。）のもの」を「第八四・五

二号に該当する機械のもの並びに電子式自動データ処理機械及びこれを構成する機器のもの」に改める。

別表第一の二第第八四・五八号を削る。

別表第一の二第第八四・五九号中	六 原子炉及びその部分品 原子炉用核燃料要素及びその集合体 その他のもの	八・六％ 九％
	を	

削る。

別表第一の二第第八五・〇一号を削る。

別表第一の二第第八五・〇二号を次のように改める。

八五・〇二	電磁石、永久磁石及び永久磁石用の特殊材料の製品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプ、万力その他これらに類する加工物保持具並びに電磁式のクラッチ、カップリング、ブレーキ及びリフティングヘッドのうち 電磁石以外のもの	四・九％
-------	---	------

別表第一の二第第八五・〇四号を次のように改める。

八五・〇四	蓄電池のうち 鉛蓄電池以外のもの	六・六％
-------	---------------------	------

別表第一の二第第八五・〇五号及び第八五・〇六号を削る。

別表第一の二第第八五・〇八号中	一 発電機、電動機及びこれらの部分品 (一) 発電機及び電動機のうち 自動車用のもの以外のもの (二) 部分品のうち 自動車用のもの以外のもの	五・三％ 四・九％
	を	

削る。

別表第一の二第第八五・一二号から第八五・一五までを削る。

別表第一の二第第八五・一八号を次のように改める。

八五・一八	固定式又は可変式の蓄電器のうち 電力用コンデンサー以外のもの	四・九％
-------	-----------------------------------	------

別表第一の二第第八五・二三号中 二 合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）を 八・一％

二 合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）のうち
自動車用高圧電線以外のもの 八・一％
に改める。

別表第一の二第第八七・〇一号中「公称馬力が五〇馬力に満たないもの」を「公称馬力が五〇馬力に満たないもの（農業用のものを除く。）」に、「（四輪式のもの）」を「（四輪式のもの又は農業用のもの）」に改める。

別表第一の二第第九〇・〇一号、第九〇・〇二号及び第九〇・〇四号を削る。

別表第一の二第第九〇・〇七号中 (三) その他のもの 五・八％

(三) その他のもののうち
使用フィルム幅が三五ミリメートルのもの以外
のもの 五・八％
に改める。

別表第一の二第第九〇・一三号を次のように改める。

九〇・一三	光学機器（サーチライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。）及びレーザー（レーザーダイオードを除く。）のうち レーザー並びにその部分品及び附属品	八・一％
-------	--	------

別表第一の二第第九〇・一七号、第九〇・二〇号、第九一・〇一号、第九一・〇二号、第九一・〇四号、第九一・〇七号及び第九一・〇八号を削る。

別表第一の二第第九一・〇九号中 一 金製又は白金族の金属製のもの 九・九％
削る。

別表第一の二第第九一・一〇号中 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、寶石、半寶石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 一一・一％
削る。

別表第一の二第九二・一一号を削る。

別表第一の二第九二・一二号中

削る。

別表第一の二第九四・〇三号中

削る。

別表第一の二第九六・〇一号中

削る。

別表第一の二第九六・〇五号中

削る。

別表第一の二第九七・〇六号中

削る。

削る。

別表第一の二第九八・一〇号を次のように改める。

九八・一〇

メカニカルライターその他これに類するライター（ケミカルライター及び電気式ライターを含む。）及びこれらの部分品（発火性合金及びしんを除く。）
二 その他のもののうち
部分品

六・六%

(一) その他のもの
録音機用のテープ
その他のもの

四・九%
四・五%
を

かりん、つげ、たがやさん、紅木、
したん又はこくたん（しまこくた
んを除く。）のもの

六・六%
を

(一) 貴金属をめつきた金属、さん
ご、ぞうげ又はべつこうを用い
たもの

一一・一%
を

一 貴金属をめつきた金属、さん
ご、ぞうげ又はべつこうを用いた
もの

一一・一%
を

二 スキー並びにその部分品及び附属
品のうち
スキー

七・一%
を

別表第一の二第九八・〇四号中 一 金製のペン先

六%
を

別表第一の二第九八・一一号を次のように改める。

九八・一一

喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの
部分品（粗く成形した木製ブロックを含む。）並びにシガーホ
ールダー、シガレットホールダー及びこれらの部分品
二 その他のもののうち
木製の喫煙用パイプ、シガーホールダー及びシガレ
ットホールダー以外のもの

六・六%
を

別表第一の二第九八・一二号中

削る。

別表第一の二第九八・一四号中

一 貴金属、これを張り若しくはめつ
きた金属、貴石、半貴石、真珠、
さんご、ぞうげ又はべつこうを用
いたもの

一一・一%
を

削る。

別表第一の三第〇三・〇一號中「にしん及びたら並びにこれらの卵」を「たら及びその卵並びにに
しん」に改める。

別表第一の三第〇三・〇二號中

その他のもの（にしん（クルベ
ア属の魚）のものを除く。）

五・三%
を

削る。

別表第一の三第〇八・〇一號中、「ブラジルナット及びグアバ並びにアボガド、マンゴー及びマ
ンゴスチン（生鮮のものに限る。）」を「及びブラジルナット」に改める。

別表第一の三第〇八・〇二號中 レモン及びライム

一六・九%
を

削る。

別表第一の三第〇八・〇四号及び第〇八・〇五号を削る。

別表第一の三第〇八・一〇号中 ベリー（ストロベリーを除く。）

一一・三・八%
を

削る。

別表第一の三第〇八・一二号、第二二・〇三号及び第一五・〇三号を削る。

別表第一の三第一五・〇五号中「二 その他のもの」を「五・九%」を削る。

別表第一の三第一五・〇七号を次のように改める。

一五・〇七	植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。）	
八	パーム油及びパーム核油のうち	
	パーム油	七・四%

別表第一の三第一七・〇四号、第一八・〇六号、第一九・〇二号、第一九・〇八号及び第二〇・〇七号を削る。

別表第一の三第二一・〇七号中「ピーナツバター スイートコーンのもの」を「三三・〇三%」「二四・一%」を

「二四・一%」に、

植物性たんばく スイートコーンのもの チューインガム

「二〇%」「一七・二%」「一五・六%」を

別表第一の三第四八・〇一号を次のように改める。

四八・〇一 紙及び板紙（セルロースウオッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）

二 その他のもの
(三) 包装用紙（二平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）のうち
クラフト紙（重袋用のものに限る。）

別表第一の三第六六・〇三号、第七一・一四号、第八三・〇九号、第八四・五二号、第八四・五五号、第八五・一三号、第九〇・〇三号、第九八・〇三号及び第九八・一一号を削る。

別表第一の四中「第七条の五」を「第八条」に改め、同表第十二号から第十五号までを削り、同表第十六号中「関税率表第八五・一五号の一及び二に掲げる物品並びに同号の五」を「関税率表第八五

・一五号の五」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十七号から第二十三号までを四号ずつ繰り上げ、同表第二十四号を削る。

別表第二第〇八・〇五号中「五%」を「三%」に改める。

別表第二第二〇・〇二号中「一一・六%」を「七%」に改める。

別表第二第二二〇・〇六号中「かん詰、びん詰」を「缶詰、瓶詰」に、

実、ブラジルナツ イスナツト、マカ ト及びヘーゼル

「一〇%」を「一〇%」に

改める。

別表第二第二二〇・〇七号中

(一) その他のものうち
混合野菜ジュース（気密容器入りのものを除く。）
その他のもの（トマトジュースを除く。）

(二) その他のものうち
混合野菜ジュース
気密容器入りのもの
その他のもの
その他のもの（トマトジュースを除く。）
気密容器入りのもの
その他のもの

九%
七%
二%
一〇%
に改める。

別表第二第二二・〇七号中

(一) 砂糖を加えたものうち
飲料のもと（おたねにんじん又はそのエキスを含有するものに限る。）
及びピーナツバター

「二五%」を

ココヤシの ト、パラダ ダミアナツ ナツト

八%

に

「一〇%」

「一〇・七%」を

「二二%」

(一) 砂糖を加えたものうち

飲料のもと（おたねにんじん又はそのエキスを含有するものに限る。）

・ピーナツバター

を「一六％」に改める。

別表第二第二二・〇五号中「六〇円」を「四〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により

関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十八号）の一部を

次のように改正する。

附則第三条第三項を削る。

（関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条又は前条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る見地からするデヨコレート菓子、たばこ、金属加工機械等の関税率の撤廃又は引下げを図るとともに、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度の新設並びに昭和五十八年三月三十一日に適用期限の到来するアルミニウムの塊等に係る関税の減免還付制度及びとうもろこし等の暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税暫定措置法について、旅行者の携帯輸入物品に係る簡易税率の引下げ等を図るため関税定率法について、それぞれ所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十八年四月一日印刷

昭和五十八年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W